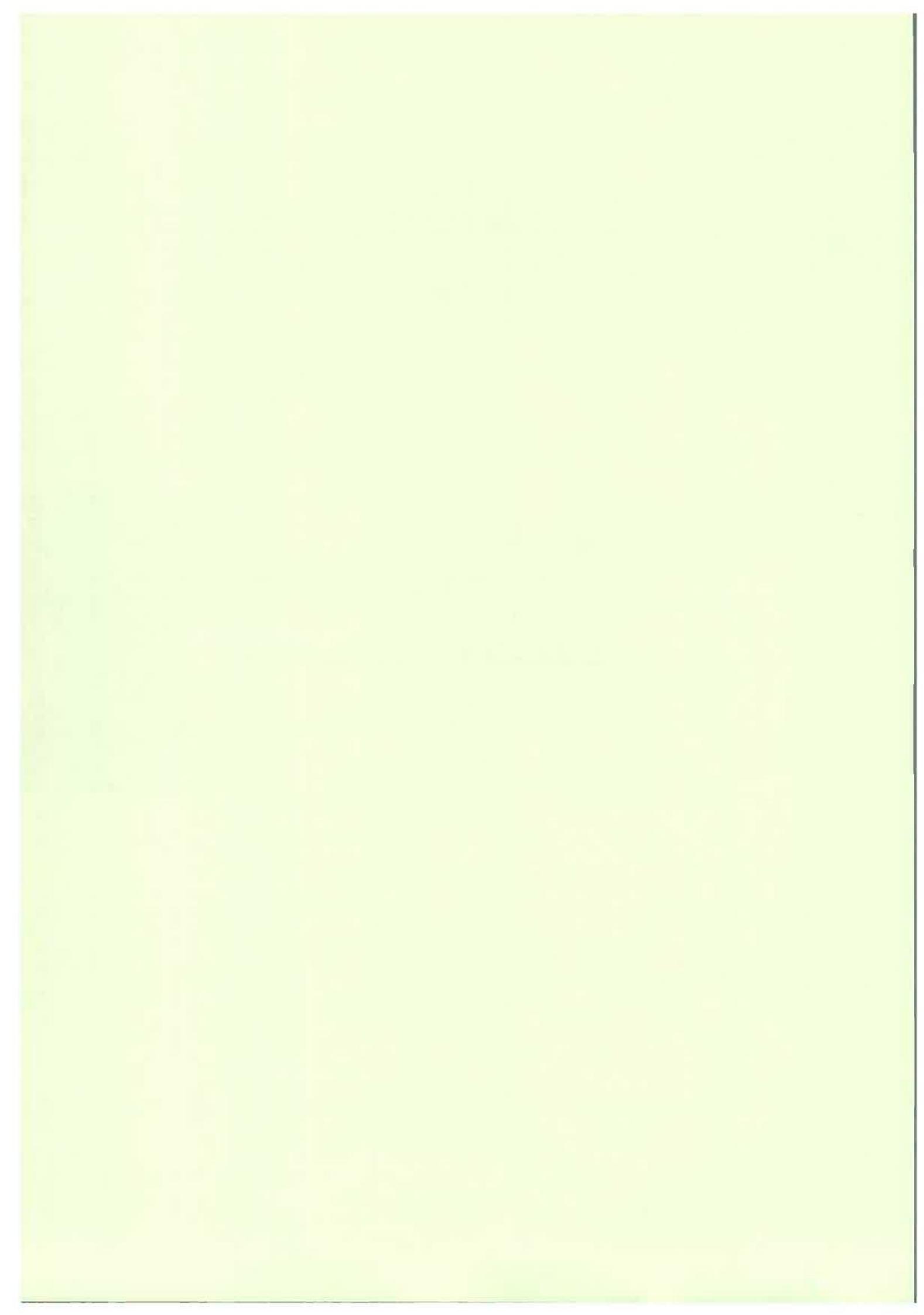


第5章



自治体のルール相互の関係



第5章 自治体のルール相互の関係

第1節 総説

これまで環境局・健康福祉局・市民局の要綱の現状について性質分類をするとともに要綱の問題点を整理し、他都市での要綱に対する対応を見てきた。そのなかで、「要綱」の中には、「条例化」や「規則化」が必要だと考えられるものと、要綱として残すことが望ましいとしても何らかの補完作用が必要となるものがあると考えられる（6章参照）。そこで、ここでは、政策実現のため施策ないし事業を開拓する際に条例・規則・要綱のどのルールを使うことが望ましいのか一定の指標を示すため、自治体の持つルール全体に視野を広げた。そして、何を議会のつくる「条例」として、何を首長を中心とした行政機関のつくる「規則」及び「要綱」とすべきか、つまり自治体の「法システム」をそれぞれの権限に着目して整理する。

そこで、地方分権一括法の施行により、自治体の「法システム」をめぐる環境の変化として、①条例制定権の範囲が拡大したこと、②機関委任事務体制が終わりを迎え、機関委任事務の所産であった首長の「規則」の位置付けが変わったことの2点を整理した。その上で、「条例」と「規則」、「要綱」がどのような関係に立つか一定の枠組みを示すため、今日の自治体の組織構造がどのようにしてできたのかを探ってみた。その中で、わが国では、日本国憲法制定時、GHQにより自治体はアメリカの州を意識した組織としてつくられ、現在に至っているとされている¹⁴。けれども、州レベルでは各州首長と議員の直接公選制が採られているもののそれぞれの州で制度が若干異なるため、ここでは、概ね似通った制度であるアメリカ大統領制を参考しながらわが国の自治体における首長と議員の直接公選制（以下、二元代表制とする）を概観した。そして、さらに、これまで行政法学の中であまり取り上げられてこなかった「規則」と「要綱」の関係について既存の理論を使いながら一定の整理を試みた。これらの試みにより、自治体のルール相互の関係がある程度整理できると考えた。

第2節 自治体の法システムを取り巻く環境の変化

（1）条例制定権の拡大

¹⁴ この点について後掲「自治体憲法」P68-P74 参照。

平成 12 (2000) 年 4 月に地方分権一括法が施行され、条例で定めなければならない「必要的条例事項」の範囲が拡大し、条例により定めることができる「任意的条例事項」の範囲も広がったことは、これまで見てきた通りである（第 2 章参照）。今回の改正で必要的条例事項となったものの柱としては、地方自治法 14 条 2 項の「義務を課し又は権利を制限する」事項の条例化、つまり侵害行政を行う場合の根拠は条例に求めなければならない点であろう。さらに、他の条例で定めなければならない事項（必要的条例事項）を見てみると、公の施設に関するもの（地方自治法 244 条の 2 第 1 項）、使用料・手数料等の賦課徴収に関するもの（同法 228 条）、財政状況の公表に関するもの（同法 243 条の 3 第 1 項）、議会に関するもの（同法 90 条 1 項ほか）、執行機関に関するもの（同法 138 条の 4 第 3 項ほか）、職員の給与等に関するもの（同法 203 条ほか）、休日に関するもの（同法 4 条の 2 第 1 項、2 項）、財務等に関するもの（同法 237 条 2 項ほか）などがある。しかし、任意的条例事項については各自治体の責任に委されており、法律には何のメルクマールもなく政策的なルール選択の基準ではないため、一定のメルクマールづくりが必要となろう¹⁵。

(2) 規則の意義の変化

一方、規則についてもその意義に変化がもたらされた。これまで、自治体が自治体の事務として行う事務（自治事務）としては、①公共施設の設置管理等、住民の福祉を目的としたサービス業務としての自治体固有の公共事務、②国などから法令によって委任される団体委任事務、③公害規制等秩序違反行為の取締りを行う行政事務に分けられた。また、これとは別に生活保護のように全国一律の基準が必要とされ、国がその権限に属する事務を法令により自治体の首長に委任し、国の出先機関として首長が事務を執行する機関委任事務に分けられた（旧地方自治法 148 条）。機関委任事務については、これまで法令の基準を詳細化する際に条例を制定することができず、首長の規則を置くことができるのみであった。また、特に機関委任事務について国より解釈基準として「通達」が示され、よきにつけ悪しきにつけこれらに自治体の事務執行は相当程度頼っており、この事務執行システムは、通達行政ないし機関委任事務体制などといわれてきた。しかし、地方分権一括法が施行され少なくとも機関委任事務というスタイルは地方自治法から消え去った。そして、

¹⁵ この点を敷衍して、川崎市地方分権推進研究委員会の答申では、「重要な政策は条例で定めること」とされているが、その具体化が必要となろう。

機関委任事務の一部は国の処理基準に沿う形の法定受託事務となったものの、それ以外のほぼ全部が自治事務となり、大部分の事務が自治体の責任により執行されることとなった。

ここで、これまでの首長の規則制定権について少し詳しくみてみると①法令により規則制定によるべきことが要求されている場合（地方自治法施行令 173 条の 2 に基づく地方公共団体の財務規則等）、②機関委任事務として長が処理する事項（改正前の食品衛生法 20 条に基づく衛生基準等）、③普通地方公共団体の事務で首長限りの専属権限とされる事項（首長の権限に属する事務の委任（地方自治法 153 条）に関する規則、都道府県知事の権限を分掌させるための組織単位のとしての局部の下に設ける分課（同法 158 条 6 項）に関する規則等）、④条例の委任または実施のための細目に関する事項、および⑤議会の議決事項に属さず、また首長限りで処理することとされている事務にも属しない普通地方公共団体の事務であるとされてきた¹⁶。

そして、機関委任事務体制の下では、首長の規則の大部分は機関委任事務の執行細則としての役割を担っていた。しかし、今回の地方分権一括法の施行により、事務執行の際のよりどころとしての意味はなお持ち続けているものの、②の意義は失われた。つまり、法改正により、従来の機関委任事務のほとんどは自治事務と法定受託事務に振り分けられ、どちらの事務についても条例の制定が可能となった。その上で、さらに、侵害的性質の事務（地自法 14 条 2 項に関する事務）については、条例化しなければならなくなつた。

一方、条例をつくる権限は、市民の代表者である議会にあるが、やみくもな条例化は事務執行の停滞を招くこともあり得、市民にとっても何が大事なことなのかが見えづらくなってしまい条例と規則又は要綱のバランスが損なわれる可能性があることが指摘できよう。そこで、自治体のルールの条例化が叫ばれる今日において、機関委任事務の概念がなくなつたこともあり、首長の制定する「規則」の存在意義が縮小傾向にあり、その役割について再考する必要がでてきたといえよう。

第3節 議会のつくる「条例」と首長のつくる「規則」、「要綱」の関係

前段では、条例制定の範囲が拡大したことと併せて規則の意義の再考が必要となっていることについて述べた。そこで、ここでは、その必要性を条例、要綱との関係性の中で整理する。そのため、ここではまず議会と首長の関係、いいかえれば「条例」と「規則」、「要

¹⁶ 後掲「地方分権と自治体法務」P92 参照。

綱」の関係性について、日本の制度史を簡単に触れ、同じ二元代表制であるアメリカ大統領制を参考としながら述べる。

わが国では戦前の府県制・市町村制の下、府県は首長を国の官吏とし、議会は住民による直接選挙であったものの、その役割は首長による機関委任事務の処理を中心としていた。また、市については、首長は一時期市会（議会）の選挙により選出されたが、戦時体制の下、市会の推薦により内務大臣が任命し、市会については住民の直接選挙であったが地方の名望家が選出されていた。また、市については、府県の首長による監督が広範に渡りその独立性は脆弱であり、市会については、意見提出権があるにとどまった。つまり、条例・規則制定権は府県にのみあった。

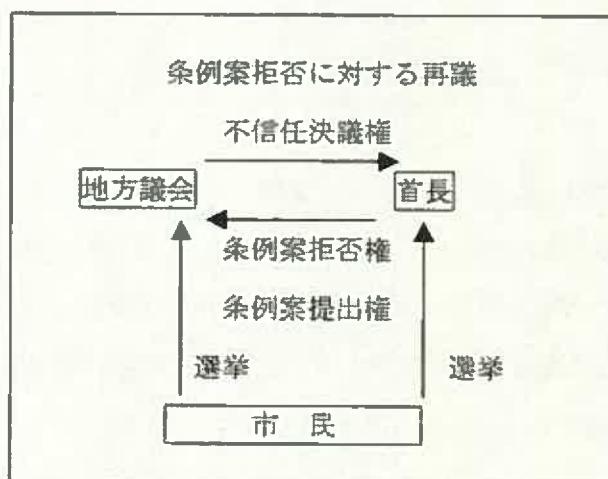
その後、敗戦によりGHQ草案をもとにわが国の憲法がつくられることになるが、当初、わが国は、市町村については「自治」の概念を徹底させる機関と位置付けていたが、都道府県については国の出先として特に都道府県知事については住民による直接公選に難色を示した。しかし、GHQは、わが国の自治体をアメリカの州に見立て、自治体ごとが「憲章」という自治法人設立許可書をもつ二元代表制を打ち立てることを目指していた。今日の憲法を見てわかるとおり、自治体は「憲章」ではなく法律の範囲内で「条例」を定められるに過ぎないが、行政の長・議会ともに公選とする二元代表制を確立した（憲法93条）。

そして、今日、わが国では、国のレベルでは議院内閣制が採られているが、地方自治体においては、首長・議会からなる大統領制的二元代表制が採られ、議会・首長はそれぞれ公選により選ばれている（憲法93条）。これは、国のレベルにおいては、明治憲法下より議院内閣制が採られていたこともあるが、戦後のわが国の状況がイギリスで議院内閣制を取り入れた当初の国王直轄の行政府から議会の意思を反映した行政府への変容をめざすために議会から首相を選んだ状況と似ている。しかし、都道府県では、府県制により國からの官選知事が執行府の長として存在していた。また、市町村でも市町村制により市会（議会）が推薦した長を内務大臣が任命していた。それは、ちょうど建国当初のアメリカのように母国イギリスの総督がそれまで力をもっていたため、議会が意思決定をしても執行が円滑に行かず、強い執行府をつくるために公選の首長を置いたことと状況は似ているといえよう。

このようにしてつくられたわが国の自治体における二元代表制であるが、自治体の首長・議会は、それぞれ公選により民主的なフィルターを通り、地方自治法で議会は「条例」、首長は「規則」を定めることができる（地自法14・15条）とされる。

そこで、議会と首長の関係について整理する。まず、議会と首長それぞれをチェックする制度として、首長は、議会の条例制定に対し再議請求権を持つ（地自法 176 条 1 項）。しかし、首長が再議請求権を発動しても再議にかけ議会で可決されれば、条例が制定される（同条 2 項）。また、議会と首長の調整がつかない場合に議会は首長の不信任決議を行うことができる（地自法 178 条）。この決議において議会が特別多数により可決した場合、首長は議会を解散するか、そのまま失職する。このように、アメリカ大統領制が相互に不信任決議権、解散権を持たないと異なり、議会、首長ともに公選でありながら、相互にそれらを持つ点で議院内閣制的要素があると指摘される。また、これもアメリカ大統領制が大統領の立法への関与として教書を議会に送付することができるに留まるのとは異なり、首長は、議会に対し条例案自体を提出することができる。

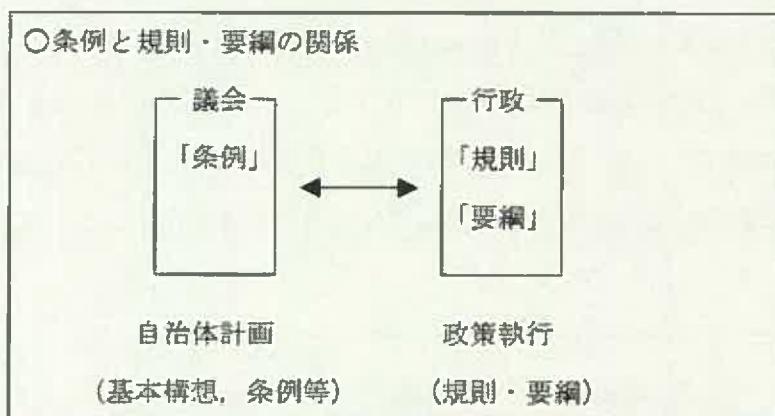
つまり、同じ二元代表制でありながらわが国の自治体とアメリカ大統領制では、わが国自治体の方が、互いに干渉する度合いが強く議院内閣制的要素が強いといえる。そのため、大統領制型でありながら首長に条例案提出権を認めており、自治体のルールは、議会を通ってつくられる「条例」を中心であるとされる度合いが強い。しかし、アメリカ大統領制を見てもわかる通り、大統領は一国の「顔」であり、行政の長であることから「法律の執行」を行うことを求められるに留まらず、実態としては政策の誘導を行うことも求められる。



わが国自治体の二元代表制

翻って、わが国の自治体を見ても、アメリカのように英雄的な役割が期待されているかはともかくとしても、市町村長や都道府県知事は自治体の「顔」としての性格を一面では持たざるを得ない。さらに、実際、「わがまち」を良くするために市町村・都道府県は議会・

行政機関とともに政策・事業の立案をし、行政機関はこの政策ないし事業を執行している。また、議会・首長がそれぞれ公選で選ばれていることと考え合わせると議会が「条例」をつくり、首長が国の法律・条例をたんに執行していることに留まることはできない。また、首長公選の意味は、「議会を通さずに住民意思を直接自治体行政につなげる」という行政直接民主主義という理念も「住民自治」の一要素であると考えられるからであろう。そのため、首長は、基本的には、自治体という「まち」の顔となる自治体計画¹⁷（基本構想や条例等）の趣旨を生かしつつ、誠実にまちをつくっていく「政策の執行」が求められていると考えられよう。また、その裏返しとして、議会からの責任追及とともに、住民に対する直接行政責任を果たすことが必要となろう。つまり、首長ないし行政機関には、政策の執行が求められ、その政策目標を達成するために使うツールとして「規則」及び「要綱」が位置付けられると考えられよう¹⁸。



第4節 首長（行政機関）のつくる「規則」と「要綱」の関係

これまで、議会と首長の権限のすみ分けから「条例」と「規則」、「要綱」の関係をまず整理した。そこで、以下では行政機関がつくる規範である「規則」と「要綱」の関係を整理する。行政機関がつくる規範は、行政法学上一般に「行政機関の規範定立」ないし「行政立法」（以下、行政立法とする）という行為形式として論じられる。そこで、ここではそ

¹⁷ 自治体計画については、かつての都市憲章ないし今日の自治基本条例のような「まちの憲法」であることも考えられよう（後掲「対談　自治体政策と法」P354 同趣旨）。

¹⁸ しかし、首長ないし行政機関の判断が与えられた裁量の範囲を越えるか可能性があるためその裁量統制の手法も考えておかなければならない。そのため、常に議会のチェックを受けるとともに、事業執行に際し住民の意見を反映できる参加システムと事後評価システムが必要となろう。

の概念を使いながら規則・要綱の法的位置付けを述べる。

今日、わが国では国レベルにおいても政省令等の形で、また自治体レベルではこれまで見てきた規則や要綱という形で行政機関により、法律や条例を受ける形で議会以外の機関により立法に準ずる行為がなされている。これらは、規範をつくることが将来の予測可能性を欠くという限界を抱えるため上位規範である法律ないし条例（以下、「法」とする）は抜け道を悪用されないよう、また、時代に迅速に対応できるように抽象的な定めを置き、法律や条例より柔軟な下位規範である政省令や規則等に詳細の定めを委任するという手法を法体系として探ることが一般的であることから認められてきたといえよう。また、行政に許認可等の処分をする際の専門性ないし技術性が、議会に対し優越すると考えられてきたため詳細な基準については一定の裁量が行政に与えられると考えられてきた。

この行政立法は、学問上の機能分類として市民の権利・義務に関わることを定める「法規命令」と市民の権利・義務に関わらないつまり純然たる行政内部のルールである「行政規則」の2つの区分に機能分類される。前者には、「法」の委任が必要とされるが、後者は、内部ルールのため「法」の委任は必要とされない。さらに、法規命令は、権利・義務の内容を定める「委任命令」と手続を定める「執行命令」に分けられる。しかし、「委任命令」は、地方自治法14条の「義務を課し又は権利を制限する」事項に当たると解釈する余地があり、自治体においては条例で定める事項と考えられよう。ここで、首長のつくる「規則」は、「法」からの委任により権利・義務を制限している執行命令である場合と庁舎管理規則のように内部ルールであり、行政規則に含まれる場合がある。しかし、「要綱」については、内部ルール、いいかえれば、行政規則であるため権利・義務を制限することは許さない。

○学問上の分類と自治体のルールの関係

学問上の分類			自治体のルール(名称)
行 政	法規命令	委任命令	
		執行命令	「規則」
立 法	行政規則		※庁舎管理規則等
			「要綱」

しかし、今日、行政規則の外部化現象として行政規則においても市民の権利・義務を制限している場面が出てきていることが指摘されている。ここでは、要綱等が、①裁量基準となっている場合、②法ないし条例の解釈基準となっている場合、③給付基準となっている場合、④行政指導基準となっている場合について取り上げる。

まず、要綱が何らかの処分を行う場合の裁量基準となっている場合について述べる。法治主義を徹底すれば、いかなる場合も「法」に一義的に基づいた事務執行が望ましいと考えられる。しかし、事務執行に際し全く機械的に「法」を当てはめるためには、相当「法」の規律密度を高めねばならず、実際上行政に一定の判断の余地が残される。しかし、行政がその裁量権を超えて裁量判断をすることがありうる。そのため、その裁量判断についてあらかじめ裁量基準行使の内部的基準をつくることが可能であるが、そのような場合、内部基準であるため、法律の根拠は要しないと考えられている（最判H4.10.29 民集46巻7号1174頁）。そのため、行政手続法（条例）は、このような裁量基準を市民の予測可能性に応えるため設定し公表することを謳っている。さらに、裁判所との関係でいえば、後述する「法」の解釈を記述した内部ルールは、司法審査の対象とはならないが、裁量基準については、それに従って処分がなされた場合裁判所の審査は、その裁量基準に不合理な点がないかどうかについてなされる¹⁹（前掲最判 H4 判決）。このように一定の市民への効果があるため、最低限そのような要綱は公表が必要であろう。

次に、法ないし条例の解釈基準となっているものであるが、基本的には、かつての国からの通達のようなものが想定されるが、地方分権一括法の施行により、通達の概念は失われた。しかし、自治体の各職場のレベルでも、執務マニュアル・条例の詳細化基準のような「法」解釈基準があることは想起される。これらは、裁判所による司法審査の段階では、法規範とはなりえないと考えられてきたため、裁量基準が司法審査の対象となる可能性があるのとは異なる。しかし、通達のように国が示す法解釈基準がなくなる以上、裁量基準との線引きが曖昧となる可能性も高い。

さらに、給付基準についてであるが、この基準を要綱で設定している場合は多い。これは、法の根拠を必要とする範囲をこれまで侵害行政に限定してきた（侵害留保説）ことによる。また、市民への補助事業についていうと、その事業の予算が決まっており、それがなくなると支出することが困難となる。仮に、条例や規則で定めると予算がなくなり支出できないとなると平等原則（憲法14条）に反する可能性がある。そのため、要綱により補助事業が行なわれてきた。しかし、市民の権利に関する事柄であることから考えると行

¹⁹事例は、原子力発電所の設置基準を法で定めているが技術的な基準について総理大臣の裁量を認めており、内部ルールで基準を詳細化しているもので一般化できるかどうかは疑問も残る。しかし、自治体でも要綱で首長が技術的基準を定める場合があり、同列の議論ができる可能性がある。

政の予算の組み方も含めて今後は上位規範への移行が必要となろう。

最後に行政指導基準であるが、行政指導についても行政手続法（条例）は、基準の設定・公表を促している。もちろん、強制に及ぶ可能性のあるものは条例化せざるを得ない。また、任意の協力を求めるものであっても最低限、基準の公表は必要であろう。ただ、指導要綱については、それだけが単体で存在するため行政指導条例のようなものをつくり理念として正当性を担保することも考えられよう。

このように、規則と要綱の関係は必ずしも明確ではない。ただ、要綱は、内部ルールであり、議会に首長が提案し条例をつくることは考えられるが、行政機関がつくる自前の規範として市民との関係を規定するものは原則として「規則」である基本線を忘れてはいけないであろう。しかし、「要綱」つまり学問上の位置付けとしての「行政規則」が純然たる内部ルールであるといつても、詳細化した基準の一部等、一定の場面で市民の権利・義務に関わってしまうことは避けられないであろうし、規則との明確な一線を画することは困難である。従って、①政策の実験として時限的に行われるもの、②内部ルールの外部化としてこれまで述べた4類型に含まれるもの、そして、③純然たる内部ルールは、今後も要綱として残る可能性は高い。しかし、規制行政については特に「法」を直接受けている要綱については、少なくとも規則化が必要であろう。

ただ、これまで、要綱は内部ルールとして扱ってきたが、あくまで法理論上の整理であり、訴訟との関係においての整理であるといわざるを得ない。しかし、行政の内部手続きを透明化するという視点からすると、要綱を内部ルールとして扱うことは意味を持たないであろう（6章参照）。そして、要綱に一定の透明性が確保されたとき、要綱の存在意義を再考しなければならないであろう。

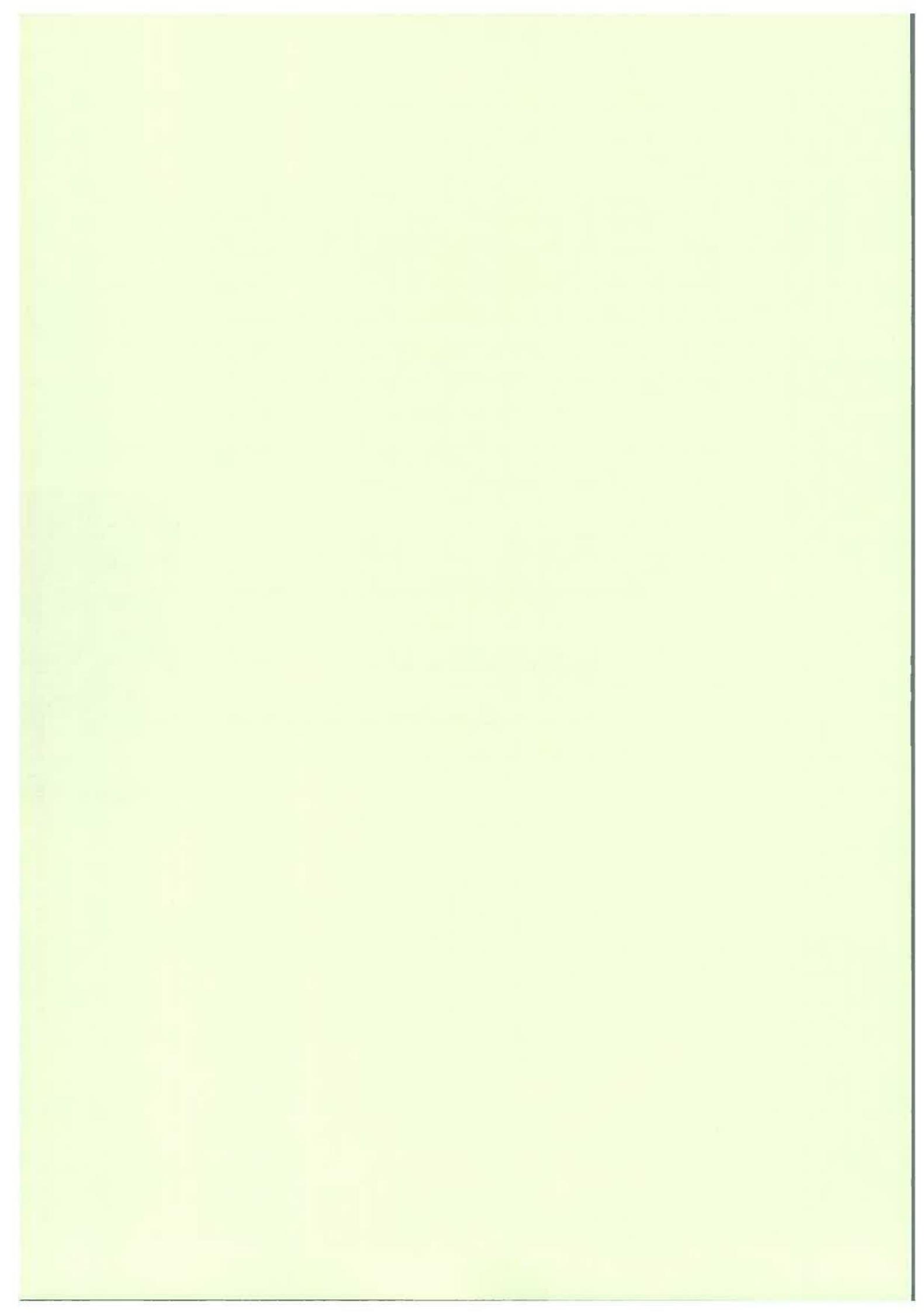
○要綱の形態

①政策の実験としておこなわれるもの
②内部ルールの外部化として考えられるもの
(1) 裁量基準
(2) 法ないし条例の解釈基準
(3) 給付基準
(4) 指導要綱
③内部ルール

第6章



自治体の新しい
法システムのあり方



第6章 自治体の新しい「法システム」のあり方

第1節 要綱の問題性と必要性

(1) 要綱の必要性と条件

前章までに、第3章の現状分析を中心に、要綱が政策や事業のツールとして、また、実務のマニュアルとしてなど多種多様な役割を果たしていることを示してきた。そして、要綱が自治体行政にとって重要であると同時に、その柔軟性や効果の高さのためさまざまな問題を抱えてもいることも明らかにしてきた。

要綱は、あくまで法律上の効力を持たない内部文書でしかない。しかし、第1章、第2章でみたように、要綱は自治体の役割の変化にともないさまざまな試行や衝突を経験しながら、今日、政策ツールとして重要な意味を持っている。自治体行政・自治体政策が市民生活の基盤を支える役割を担う今日、要綱の柔軟性は新しい施策・事業の試行や調整を可能にする。そのことは、施策・事業の不備や問題点を本格的な実施に入る前に見付け出し、あるいは新たな政策ニーズが感じられたときや緊急の際に、敏感な対応を可能にすることができる。要綱により取り扱いや手続きが文書化されることは、個別の状況や担当者の恣意によって事例に差がつくことを規定として防ぐことができる。

我々は、要綱の限界を認識した上で、しかし、その必要性をも再確認した。だからこそ、「要綱」という政策ツールについて、その役割に応じて整理し、何らかのかたちで透明性と公開性を確保することで長所を生かし、短所を防がなくてはならない。この章では、これまでの章での指摘を振り返りつつ「要綱」をどう位置付けていくべきかについての検討を行う。研究会を重ねて議論された条例・規則・要綱という自治体のルール体系の中で役割を明確にする「移行」の手法と、その欠点と問題を防ぎ、要綱を管理する「補完」の手法について述べたい。

(2) 自治体行政におけるルールの体系化

要綱の整理は、まず自治体自体には「自分たちが何をどのようにやっているか」の確認作業である。しかし、我々がその作業を進めていくと、「要綱」の役割と機能を明確にしていく考察が必要となった。この展開は、要綱をこれまでの文脈で理解・整理しようとすれば避けられないことだと思われる。そして、要綱の役割と機能をめぐる考察は、要綱とその上位規範である条例・規則との関係を明らかにすることであり、川崎市という自治体の、条例・規則・要綱という一連のルールを、機能分担させて体系化していく、自治体のルール体系を捉える作業につながっていく可能性を持つのである。

条例・規則・要綱のルール体系は、第5章でふれられたように、広い意味で自治体の「法システム」をかたちづくっている。もちろん、これまでの章でも繰り返し出てきたとおり、「要綱」に法的有効性はない。本報告書で「法システム」というのは、実定法としての法規範区分によるのではなく、要綱が条例や規則あるいは国の法令の内容を実務部分で規定し下支えする役割を果たしていること、自治体の政策・施策・事業がこれらの文書で規定され執行されていることから、これらのルール体系が広い意味での「法」というシステム全体を構成している要素であると捉えているからである。ただし、法的有効性をもたない要綱と、それ以外の法規には明確な一線があることは常に再確認しなければならない。

地方分権一括法の施行、地方自治法の改正など、自治体をめぐる状況が大きく変わりつつある今日、要綱の整理は、自治体の説明責任を果たすためにも、自治体の新しい「法システム」をつくりあげていくためにも、必須の取り組みである。

第2節 「要綱」を移行する

これまで、要綱の歴史と現状、他都市の事例、自治体ルール相互の関係をみてきた。そこで、要綱のもつ問題点を捉えた上で、要綱を政策ツールないしは自治体のルールとして位置付けるためには、現状の混乱を整理すること、問題点に何らかの対策をたてることが不可欠である。

実際に要綱を整理するにあたっては、A) 条例・規則・要綱の機能分担を明らかにし、B) この機能に基づいて実際の要綱を再分類すること、が必要になる。AとBは相関であり、Aを考えることでBが可能になると同時に、Bを進めなければAも見えてこない。しかし、これまで述べてきたように、行政指導としての要綱を除いたほとんどのものについては、こうした整理や研究が課題とされてこなかった。したがって、我々の作業は、手探りでAとBの検討を繰り返しながら、その両方の課題に取り組むことになった。

Aの機能分担については、第1章、また第5章で示されているとおりである。ここでは、Bをめぐって、とくに要綱の移行についてふれていくことにする。

ここで、要綱の機能分担が明らかになれば（それを可能にするのが実際の分類作業でもあるわけだが）、現状、つまり具体的に言えば膨大な量と用途をもちつつ一括されている要綱という文書のかたまりが存在する状況から、その機能に余るものを持てども移行させる作業が可能になる。

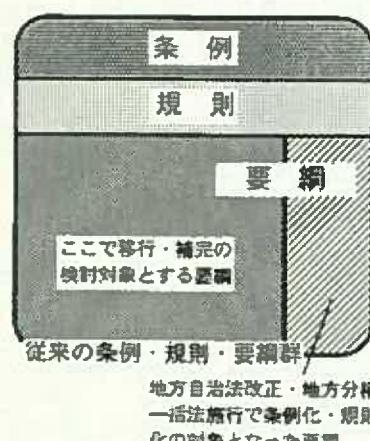
つまり要綱の整理は、

- 1) 要綱を（全部もしくは一部）条例化する
- 2) 要綱を（全部もしくは一部）規則化する
- 3) 要綱のままにしておく
- 4) 要綱にする必要がないものを切り離す
- 5) 機能していない要綱、不要な要綱を廃止する

という選択肢から、Aの機能分類に基づいて、個別の要綱をあてはめていく作業になる。

ここで指摘しておかなくてはならないことは、1、2、3と4の区分である。5章でみたように、今日の要綱は、政策・施策・事業を実務という基盤で規定するルールとなっている。法律上は効力を持たない内部ルールでありながら、政策ツールとして機能している現状では、要綱を単なる内部文書としてのみ扱うことはできない。要綱の混乱した現状を整理しよう、その機能に応じた透明性・公開性を保障し、条例・規則・要綱による自治体実務のルール体系を考えてみようということが、我々の課題設定になった。今日の認識で言えば、そうすると、事務担当者レベルで完結する取扱など、担当者以外に影響が及ばずそこで完結するような多くの内部手続や内部組織の運営規定（たとえばこの研究会を隔週火曜日にどこどこで行うといったようなもの）があれば4とし、要綱の全体量の膨張を防ぎ、役割をはっきりさせようという認識に至った。具体的には、要綱という名称を使うことをやめ、内部事務取扱手続、などの統一した呼び名を名称の末尾につけることが考えられる。たとえば、第3章第3節市民局の「〔8〕川崎市消費者行政センター相談業務要領」（市民-8）のように、事務執行マニュアルとしての機能しかもたないものが対象となる。また、川崎市においては、一般的に要綱の決済区分は、局長による決裁であり、（要綱・要領などの名称がついていても）局長以上の決裁を経ていないような文書などは、4にあてはまるものがあるのではないだろうか。

このように現在ある要綱のうち、4) 切り離しや5) 廃止にあたるもの以外の部分が、自治体の政策ツールとして分類の対象になる要綱である。このうち、条例化あるいは規則化が必須となっているもの²⁰を除けば、あとは任意、つまり、どうするか



地方自治法改正・地方分権
一括法施行で条例化・規則化の対象となった要綱

²⁰ 2000年4月地方自治法14条2項、228条の改正などによって、機関委任事務として規則・要綱で行われてきた、権利を制限し義務を課す規定、手数料などに関する定めを条例で規定すること、条例制定権の拡大などがなされた。ここでは、権利・義務規定や手数料規定にかかり、条例化することが法律で定められたものを「必須」とし、それ以外のものを「任意」と表現している。たとえば環境-2は、これにあたり廃止され、条例本文に規

を自治体で決めることができる要綱である。とはいって、第3章でも各局の現状分析でふれられていたように、1事業や1条例ごとに1つの要綱があるわけではなく、さらに、要綱、要領、基準、規定、内規、マニュアルなど多様な名称をもつ複数の要綱で構成されていることも多い。一方で、要綱が単独で1つの事業を行っているものもある。前者ではその事業に關係する一連の要綱のまとめが、後者では個別の要綱が、検討の対象となるだろう。また、法律や政省令、条例や規則から直接委任を受けた要綱もある。こうした要綱は一定の機能分担が済んだものと見ることもできるが、委任元との関係や関連する要綱同士のつながりが見えにくいものも多い。この点については、以降で述べる。

1) 条例化、2) 規則化、については、要綱全体を持ち上げるというやり方と、枠組みになる部分のみを条例化もしくは規則化し、そこから機動部分を要綱に委任するというやり方がある。これらにあてはまらないものが 3) 要綱として留保されることになる。ただし、単にそのままおいておくだけでは、現状の問題点や危険性もそのままになってしまう。したがって、3) 留保についても、対策の検討が必須と考える。この点については、第4節を中心に述べたい。

検討の対象となる要綱を、1) 条例化、2) 規則化、3) 留保 のどれに分類するかは、それが川崎市の政策としてどう位置付けられているか、どう位置付けようとしているかによるところが大きい。

したがって、1) 条例化、2) 規則化が課題となる要綱は、単独または複数で事業を開しているもので、かつ、市の政策にとって重要であるものといえる。しかし、「政策にとって重要」という指標ではやや抽象的である。政策の重要性は、何らかの計算で自動的に決まるものではなく、さまざまな動きのなかで政治決定を介して決まるものもあり、一概に定義することはできない。だが、研究会で検討を重ねるなかで、要綱の条例化・規則化については、いくつかの指標をとらえることができた。たとえば、その要綱が国の法令、自治体の条例・規則・要綱とどういう関係にあるかということ、その要綱により事業がなされてきた期間がどのくらいかということ、その要綱の支える事業が総合計画や中期計画でどのように位置付けられているかということ、予算規模がどのくらいかということ

定し、内容は指針（要綱）とし告示した。第3章第2節（2）〔2〕を参照。

²¹ただし、要綱のなかには、前掲の地方自治法改正・地方分権一括法施行にともなう見直し作業で点検された、明確に「権利を制限し又は義務を課す」要綱でなくとも、規則化した方が適切な規定をその内容に含んでいるものもあると思われる。要綱の移行・補完を検討するなかで、こうした要綱の洗い出しをすすめることも必要だろう。本章では、こうした「要綱よりも規則で行うほうが適切と思われるもの」は前掲の見直しによる条例化・規則化「必須」の部分に広く含まれると考え、要綱の現状把握と検討に際する課題としてここで指摘するにとどめ、移行は「任意」の部分について検討している。

などが考えられる。

実は、こうした指標は、我々が最初に行った現在の要綱をその内容に基づいて分類した性質分類（1次分類）の次の段階の分類指標となるものであった。さらに、要綱の機能として、3章第5節で述べたように、根拠を規定する機能と、施行（実施）の細則を規定する機能があることを捉えた。1) 条例化 2) 規則化にあてはまるものは、根拠を規定する機能を含んでいるものであって、要綱の移行を考える際に、こうした機能面での分類が可能ではないか、とも考えられた。次節でこうした検討についてあらためて取り上げたい。

第3節 性質分類（1次分類）から機能分類へ

当初、我々は、研究会の目標を、現状の要綱をその内容・性質で分類し、ついで、要綱から条例化・規則化する必要あるいは可能性のあるものを分類する手法を検討することに置き、前者を1次分類、後者を2次分類ととらえていた。ただし、性質分類である1次分類と2次分類とは段階を踏んで区別していくような作業ではなく、全く別の分類であることから、1次・2次という名称は適切ではないと考えた。ここでは、暫定的に、前者を性質分類、後者を機能分類として記述する。

しかし、機能分類を考える作業は、難しいものであった。それは、前節の冒頭でも触れたように、要綱を整理することの難しさである。整理には、条例・規則・要綱という自治体のルール体系の機能・役割分担を明らかにすることが必要になる。しかしそれは、実際の要綱を分類しなくては見えてこない。けれども、機能・役割分担がはっきりしていなければ分類はできない。したがって、研究会では、要綱の現状や問題点、そして要綱の役割と機能を考え、条例と規則との関係を考え、実際の要綱を取り扱い、その結果からまた要綱の役割と機能を考える、という検討作業を繰り返した。その検討作業の中であらわれてきたのが、要綱のもつ2つの機能と、要綱の条例化・規則化に係わるいくつかの指標である。

(1) 要綱のもつ2つの機能

わたしたちは、要綱の機能について検討するなかで、要綱が、実務の細則を規定する機能、施策や事業の根拠を規定する機能を持っていることを確認した。こうした機能に純化して要綱が存在するとは限らず、2つの機能が混在している要綱も多いが、第3章第6節で検討されたように、こうした機能でみることによって要綱全体の問題点を整理することができる。とくに、1) 条例化、2) 規則化の対象となるのは、後者の、根拠規定の機能を果たす要綱であり、実務の細則を規定する機能しか持たない場合は、1) 2) の対象と

なることは考えにくく、類似の手続きをまとめて1つの要綱とする整理か、次節で取り扱う、透明性の確保や管理など「補完」の対象になることに限定されるといえる。

(2) 要綱の条例化・規則化にかかる指標

要綱の条例化を考える指標のひとつは、その要綱により事業がなされてきた期間である。長期年度に渡って継続してきた事業であれば、必要性や要綱で実施してきた経験をふまえて、条例・規則によって制度化していくことを検討するべきであろう。これまでもふれてきたように、要綱の重要性の大きな部分はその柔軟性にある。その柔軟性は、新しい政策ニーズや施策・事業の試行、時代や技術の変化に対応した基準の見直しなどに効果を発揮している。しかし、試行段階が終わったといえるような事業が理由もなく要綱で展開されているとすれば、それは、要綱の柔軟性に甘え自治体自らの政策・施策・事業に対する自己検証が機能していない恐れがあると言わざるを得ない。試行段階が終わり、なお必要また重要と考えられるものについては、政策として制度化していくことが望まれる。その要綱の継続年度と同様に、3章第3節市民局「〔6〕第23回かわさき市民祭り開催要綱」(市民—6)などのよう、単年度要綱が毎年度更新されるものについても、事実上継続年度として考えるべきである。

ついで、その要綱が他の国法・条例・規則・要綱とどういう関係を持っているかも重要である。とくに3章第2、3、4節の末尾で要綱と上位規範との関係が示されているが、これらの関係は複雑で整理されていない。一つの事業に複数の要綱が規定され、要綱のなかで「要綱」-「要領」としてあたかも上下関係があるようにつくられているもの、係わりのある類似の事業がそれぞれ別の要綱で展開されているもの、諸法を直接要綱で受けているものなどがある。また、それらに上位の規定があるのかないのか、それは具体的な規定を受けているのか、それとも理念的なものを具体化しているのか、どういったことが行われているかというルール相互の関係、つまり「法システム」上の相関関係も重要な指標である。

同じように、その事業が、総合計画や中期計画などの政策体系の中でどう位置付けられているかも指標の一つである。

別々の事業であっても、これら体系上の位置付けや理念、目的を共有しているものがあれば、その枠組みの部分を条例化・規則化し、事業の関係を明確にした上で要綱に機動部分を委任するという整理が考えられる。あるいは、疑似的な上下関係を構成している要綱群をまとめ、まとめられないようであれば相互の関係を明確に規定し、関係する要綱や上位規定が改廃された際に要綱もとりこぼしなく検討されるようにするという整理も必要

だろう。3章の第2、3、4節でもふれられているが、検討した要綱では、適切な改廃に必要な手続きや法令・条例・規則との関係が不明確なものが多かった。その対策のためには、要綱の現状から振り返って、要綱をルール体系、政策体系のなかで位置付けるという課題が現われるが、これについては次節以降で詳述したい。

こうした指標から要綱の移行を考えてみる。たとえば、第3章第4節、健康福祉局の「(8)『市民健康デー』の設置および事業実施に関する要綱」(健福-8)では条例化や「条例化を視野に入れた要綱による独自事業の見直し」を提起している。政策としての背景(平成9年「かわさき健康都市宣言」、地域保健法第2条の理念)、市の独自事業としての位置づけ、平成8(1996)年からの事業実施という蓄積からも、市全体の政策的取り組みとして条例化が考えられてよい。あるいは、国の「健康日本21」と関係して検討されている川崎市の「健康づくり計画」(仮称)によって新規事業が展開される場合は、「新規事業とともに総合的な事業とする」ことも考えられる。また、第3章第3節市民局の「[4]川崎市市民活動保険実施要綱」(市民-4)、「[5]川崎市市民活動保険事故判定委員会設置要綱」(市民-5)などについて、現在検討されている市民活動支援指針が策定され、さらに試行期間を経て条例として提案されるようになれば、「市民活動支援のための1つの制度として、他の制度との整理が図られる必要性も考えられる。なお、詳細は3章のそれぞれの該当部分を参照されたい。

複数の要綱で類似的に上下関係を作っているものについては、3章第2節環境局の「(8)工場緑化の推進事業に関する要綱」「(9)工場緑化実施要領」、同章第3節の「(4)川崎市福祉バス利用団体等取扱要領」(「川崎市福祉バス運営要綱」がある)などである。これらの記述の中でも指摘されているが、法律や条例による委任を受けて規則を制定するかのように、「要綱」と「要領」を作成している。しかし、これも、文書の位置付けとしては等しく「要綱」であり、その区別に特段の規定があるわけではない。一概には言えないが、まとめられるものはまとめ、要綱の絶対量の肥大化や、文書の相互関係がいたずらに複雑になることを防ぐべきである。これは、3)留保の内部での移行と位置付けることができる。

さらに、ある事業を要綱により規定している場合に、その事業に対する予算という観点も考えられる。当該事業について予算という観点では議会で承認を受けており、間接的には要綱も民主的なフィルターを通っているといつても、現状では要綱は市民から見えにくい文書である。納税者に使途についての説明責任を果たすことと同時に、制度としてどう位置付けていくかを1)条例化 2)規則化することを含めて考えることもあるだろう。

以上、要綱を1)条例化もしくは2)規則化する指標、3)留保するなかでもまとめる

といった移行の可能性についてふれた。では、ある要綱を、1) 条例化 か 2) 規則化しようとなつたときに両者を区分するものはなにか。5章でみたように、条例は、議会の議決を必要とし、より強い規制を課すことのできるものであり、「すべての市民に対し、川崎市全体で推進していく政策とする」意味をもつ。規則は、議会の議決を必要とせず、市長の決定によってなされ、「市長が、すべての市民に対し、市長の責任において決定する」ものである。市の政策としてその事業・施策を位置付ける正統性の強さが、市民の代表機関である議会の議決を経るかどうかで大きく変わってくるのは当然である。条例化することは、これがそれだけの取り組みを必要とする重要性を持っているという市民への提起であるともいえる。したがって、1) 条例化するか、2) 規則化するか、という判断は、その事業・施策に対してどのような正統性を与えたいか、という判断につながる部分が大きい。ただし、緊急に対応しなければならない場合においては、市長の責任において規則化するという選択肢もある。それは政治決定の領域でもあり、時代性や政策に対する争点提起の状況によって、可変の部分をもつといえる。

前節で要綱の移行について、この節でその指標について述べてきた。現実にはそれぞれの要綱に課題や特徴があり、その分類にも、1) 条例化 2) 規則化の過程ではなおさら、各ケースで個別の困難がともなうだろう。我々が考えた機能分類（2次分類）は、こうした指標を組み合わせてそれぞれの要綱を検討する、その組み合わせの手法や指標自体を高めて汎用性のあるものにすることで達成されるのではないか。残念ながら、これが要綱の移行を判断しうる機能分類であるというものを明らかにするまでには至らなかつたが、限られた時間の中で、機能分類の指標を設定することはできた。これが機能分類として活用されるためには、さらに実際の要綱を整理してあてはめつつ、手法として使えるものにしていく必要があるだろう。あるいは、機能分類自体の汎用性には限界がある、実際にはそれぞれの指標を各ケースごとに組み合わせて考えていくしかないのかもしれない。いずれにしても、こうした指標と機能を基礎に実際の要綱を検討していくことが、次の段階へすすむ最初のステップである。

第4節 「要綱」を補完する

前節までは、4) 5) のように要綱から切り離し、あるいは廃止すべきものを除き、検討の対象となる要綱から、1) 2) への移行の条件などを考察してみた。

しかし、他章でも述べられてきたように、要綱の問題性や危険性はこうした分類で要綱を整理するだけでは防ぐことはできない。要綱を自治体の政策ツールとして位置付けるとすれば、問題点を補完する制度や手続きなどを、3) として残る要綱について考える必要

がある。とくに前節の、要綱の二つの機能でみた施行（実施）細則については、この「補完」という領域が大きな課題となる。ここで要綱の「補完」というのは、要綱を政策ツールとして機能させるためには、前章まででふれられた要綱の問題点を補うことが必要と考えるためである。それには、大きく分けて、要綱の透明性・公開性を確保し、市民に対して説明責任を果たすこと、行政文書としての要綱をきちんと管理することであり、これらを通じて政策体系やルール体系の中での位置付けることが必要である。

（1）要綱の透明性・公開性を確保する

要綱の機能が単なる内部ルールという範疇を超えており、4章で述べられたように、何らかの透明性、公開性、公平性が市民に対して保障され、自治体はその運用について責任を持たねばならない。

武蔵野市や練馬区のような要綱集の公開は、要綱を補完する制度として効果の高いものといえる。詳しくは4章を参照されたいが、そこで指摘されている通り、市民に対する公開性が確保されるだけでなく、年度改訂によって担当要綱を見直す機会や、他部課の要綱にふれて参考にすること、公開されているという意識から要綱の作成・運用についていつそうの公正性が確保されることが期待できる。発行の方法、とりまとめの部課の決定などの困難もあるが、本市においても、ぜひ検討されたい制度の一つである。とくに、情報技術をめぐる環境は、練馬区のCD-ROM要綱集やコンピュータネットワークでの要綱公開（現在、条例・規則についてはすでに開始されている）という新しい可能性が広がっている。しかし、これも4章でふれられている通り、市民がこうした技術を使える・使えないという格差が生じる可能性があることについて対策を考えなくてはならない。

（2）要綱を管理する：文書管理

こうした要綱の透明性・公開性を確保するためにも、要綱は適切に管理されていなければならない。要綱集の発行を考えるにも、要綱をどこが管理するかは重要な課題である。第4章でみたように、武蔵野市では担当課が管理し、要綱集をつくるときに文書課がとりまとめの窓口となっている。練馬区でも、同様に担当課で起案され、総務課文書係が要綱集を編集している。一方、川崎市においても、要綱は担当課において起案されている。しかし、現在の状況は、3章の3局それぞれで指摘されたように要綱の管理はあいまいで、上位規定や類似の要綱との関係が明記されていなかったり、必要な改廃がなされていなかったりと、ばらばらの形式でばらばらに保管されている状況であり、これが要綱の市民に対する透明性と同時に内部事務文書としての行政職員への周知度も低いものにしている。

川崎市は政令市であり、現在の課ごと場合によっては担当者による管理をどこかで一元化することについては難しいと考える。4章第2節でみた板橋区の事例について、要綱集の発行中断の理由で「改廃があまりに多く、要綱集の発行が追いつかなかつた」とが一因としてあげられているが、川崎市がもつと思われる700本余の要綱を、担当課から違う部署で一元化することは、やはり無理であろう。しかし、各局・各区単位では可能なのではないか。各局は政策的にみてもそれぞれ一定の役割分担を果たしており、各区は市民生活と行政活動との窓口としての役割を担っている。後述する要綱の体系化の課題と合わせて、局単位・区単位での要綱管理には合理性があると考える。

また、要綱が一定の統一形式を持たないため、要綱を検討する際、必要な事項が入っていないことも3章で繰り返し指摘されている。とくに、関係する国法・条例・規則、要綱同士の関係が明記されていないと改廃の必要な場合にも取り残されたり、その所在がわからなくなってしまう。3局の要綱を検討する中で、同じ局の中の要綱同士ではある程度似た様式のものがあっても、局ごとでみるとかなり形式が異なる、といったものもあった。さらに、何度も指摘されている「要綱」「要領」「内規」「指針」などの用語法の混乱も、要綱という存在を分かりにくくする一因であるといえる。4章第4節で述べられている要綱の呼称の定義や文書様式の定型化を考える必要があるだろう。

(3) 要綱を管理する：時限設定

現在ある個別の要綱については、個々に検討し、問題のあるものについては見直し、改訂を加える必要がある。しかし、それが、一度やって終りという一過性のものでは新しくつくられる要綱や、状況にそぐわなくなった要綱については、同じ危険性が残ったままになってしまふ。要綱集の発行は、上で述べたように年度改訂で一定の見直しの機会をつくることができるが、その見直しは任意にまかされる領域であつて、見直しを制度として行うものではない。しかし、膨大な要綱を年ごとに精査するという役割をどこかの部課に与えることも難しい。

繰り返しになるが、我々が、要綱が必要であると考えた理由はその柔軟性にある。この柔軟性が逆に問題をもたらすしている面がある。しかし、1章で述べたように、条例・規則とする前の段階で試行する場合や環境規制など細かい数値の変更の必要が考えられる場合など、要綱で行うことの意味が大きい場合も多い。一方、前節で述べた通り、要綱の条例化・規則化を考える指標として、長期年度に渡る事業展開がなされているかどうかを提示しているが、これも、試行段階が終り、安定運用の段階に入ったものは政策として制度化すべきだという考え方からである。

こうした検討をふまえて、我々は、要綱自身に根拠規定の機能をもつものについては、何らかの時限規定を盛り込んでこれに即して定期的な見直しを行うことを提案したい。この時限規定によって、一定の期間を置いて要綱の、さらにそれが対象としている事業の見直しにもつなげることができる²²。要綱が一定の時限性をもつことによって、業務に埋没することのない管理が可能になり、制度として規範化される条例・規則との役割分担もより明確になることも期待できるだろう。

(4) ルール体系・政策体系での位置関係の明確化

現在の要綱の混乱は、法令、条例などを受けてある要綱や、同じ施策・事業のための要綱が細分化されて、かつ相互の関係が必ずしも明確でないことに一因がある。つまり、関係する一連のルールのつながりやまとまりが見えれば、個別ばらばらで見える部分が整理され、わかりやすいかたちで理解することができるようになるのではないか。

そのためには、要綱の管理で述べたように、要綱のなかに上位規範と関係要綱を明確に記入すること、さらに何らかの体系図としてこの関係が把握される必要がある。また、こうしたルール体系での関係把握と同時に、政策体系で把握する手法もあげられる。前節でみた「要綱」間で疑似的に上下関係を作っているものの洗い出しや、政策体系の中で類似の事業を個別の要綱で行っていて統合や枠組み部分の条例化・規則化を検討する指標として、こうした体系での把握が、重要である。また、とくに、国法と国庫補助金事業を受けているものについては、こうした把握が必要なのではないか。

我々は、要綱の性質分類（1次分類）で法令上に明確な委任規定をもつかどうかを調べた。そして、こうした体系的な理解が必要であると同時に、法令との関係が明記されていない要綱が多いことに気がついた。できるだけ追跡調査したが、ついにわからなかったものもある。3章第2、3、4節それぞれの末尾におかれた体系図は、わかる範囲での関係図を試みに書いてみたものである。

こうした体系化は、単に要綱をまとめるにとどまらず、行政内部においても市民に対してもより質の高い実務の透明化の役割も果たすだろう。4章第2節で述べられた板橋区区政情報課によるコメントにもあったように、ばらばらの要綱を見るだけでは捉えられないさまざまな諸条例・規則との連関、政策上の位置付けこそ要綱がどの位置でどのような役割を果たしているかを考える指標になる。

ルール体系、あるいは政策体系を把握し、その中に要綱の位置取りをしていくことは、

²² 中期計画のローリング作業、総合的政策評価システムでの事業評価との連携もあわせて考える必要があるかもしれない。

要綱の透明性の確保にとっても、管理にとっても、高い効果が期待できる。いわば、自治体の政策地図の中にそれぞれの領域を落とし込んでいくことで自らが何をやっているのかを俯瞰することが可能になるといえる。

以上のように、3) 留保にあたる部分を、どのように補完していくかについて検討した。要綱の整理は、本章で述べてきたように、要綱の移行と要綱として残るものに対する補完としてまとめることができるだろう。しかし、要綱の整理は、（法律・政省令）条例規則－要綱（群）という、自治体行政をめぐるルール体系の中の相互関係や機能分担を明確にさせることに必然的につながっていく。それは、自治体の政策ツールの体系化であると同時に、自治体の「法システム」がどのように構成されているか、どう構成していくべきかを考えていくことであるとも言える。

ここで、これまで本章において要綱を「移行する」・「補完する」という視点を中心に整理してきたが、再度3章第5節で挙げた問題点の整理との関係を図で以下に示したので参考されたい。

※要綱の分類から問題点への対応に向けた流れ

多様に利用されていてる要綱

要綱 1次分類 (性質分類) = 要綱の利用形態の整理と問題点抽出

規制	補助	組織	事業の根拠	判断の統一
----	----	----	-------	-------

1次分類結果からわかった要綱の問題点

- 法令、条例からどのように委任されているか、どの行政活動のやり方を規定しているかなどがわかりにくいため、要綱で規定できる範囲を逸脱するおそれがある。
- 様式、名称の不統一など体系的な管理が十分でなく、要綱の役割がわかりにくい。
- 市民の透明性が低く、公平性、有効性などの検討がおろそかになるおそれがある。

要綱の問題点解決に向けた分類 (別紙参照)

- ステップ1 要綱が担っている役割の確認
- ステップ2 問題点の明確化と解決の方向性
- ステップ3 解決方策の適用

要綱の問題点・解決に向けた分類

ステップ1 要綱が担っている役割の確認（3章第5節参照）

チェックポイント1：どの行政分野に属するか 規制行政、給付行政のどこに属するか、あるいは組織に関するものか
チェックポイント2：どのような行政活動のやり方か 行政行為、行政指導、契約のどのやり方か。あるいは行政計画に基づく政策展開か。
チェックポイント3：どのような利用の仕方（規定内容）か 根拠規定、施行（実施）細則のどちらの規定形式として利用されているか。なお、要綱は行政行為の根拠規定にはなれない。

ステップ2 問題点の明確化と解決の方向性

要綱の利用の仕方	行政活動のやり方	主な共通する問題点	解決方策
根拠規定形式	行政指導 契約 (行政計画)	1 要綱で規定できる範囲を逸脱するおそれ 2 機動性、先駆性の意義が薄れているかの検討がおろそかになるおそれ。要綱への安易な依存	移行する 廃止する
施行細則	行政処分 行政指導 契約 (行政計画)	1 市民への透明性が不十分 2 公平性、有効性等の検討がおろそかになる 3 要綱で規定できる範囲を逸脱するおそれ。要綱への過剰な委任。	移行する 補完・留保する 廃止する

ステップ3 解決方策の適用 (本図表では保留、廃止の記述を省略)

解決方策	移行、補完を必要とする判断基準
移行する：条例又は規則への移行	時間の経過、予算化実現性、政策上の重要度など (以上は根拠規定の場合) 施行細則として過剰な委任がないかなど
補完する：透明性を高める、体系的な管理	市民生活への関わり度、市民への透明性など

第5節 自治体の新しい「法システム」形成をめざして

1章でみた自治体の役割の変化、とくに平成12(2000)年の地方分権一括法施行とともに、う地方自治法改正よって、地域の政策主体としての役割が強められてきている今日、要綱を整理することは、市民に対して自治体としての説明責任を果たすこと、何を課題とし何を取り組んでいるかについて自治体自らが認識することでもあり、重要な意味を持っている。

他章でも述べられてきたように、要綱は重要な政策ツールであるが、その柔軟性のためにはかえって乱発や粗製を招き、個別には各課や各担当者にしかわからないといわれるほど、

全体像が不透明で混乱した状況となっている。そのために、要綱の整理が我々の課題となり、現状分析や要綱の移行について検討を行った。要綱の機能分担をはっきりさせ、それに余るものは条例化・規則化、満たないものは切り離しや廃止して、要綱として残ったものについて、危険性を防ぐための手段を考えてきた。以下5点に整理する。

- 1) 要綱を整理すること。
- 2) 要綱として確定したものについては、要綱集の公開などによって、透明性・公開性・公正性を確保すること。
- 3) 責任ある管理・運用体制を整えること。
- 4) 時限設定によって、個別の要綱に定期的な見直しと改編の機会を用意すること。
- 5) 体系化によって、ルール相互の関係と市自身が「何を、どの政策ツールを使って、どのように」やっているかを俯瞰できるようにすること。

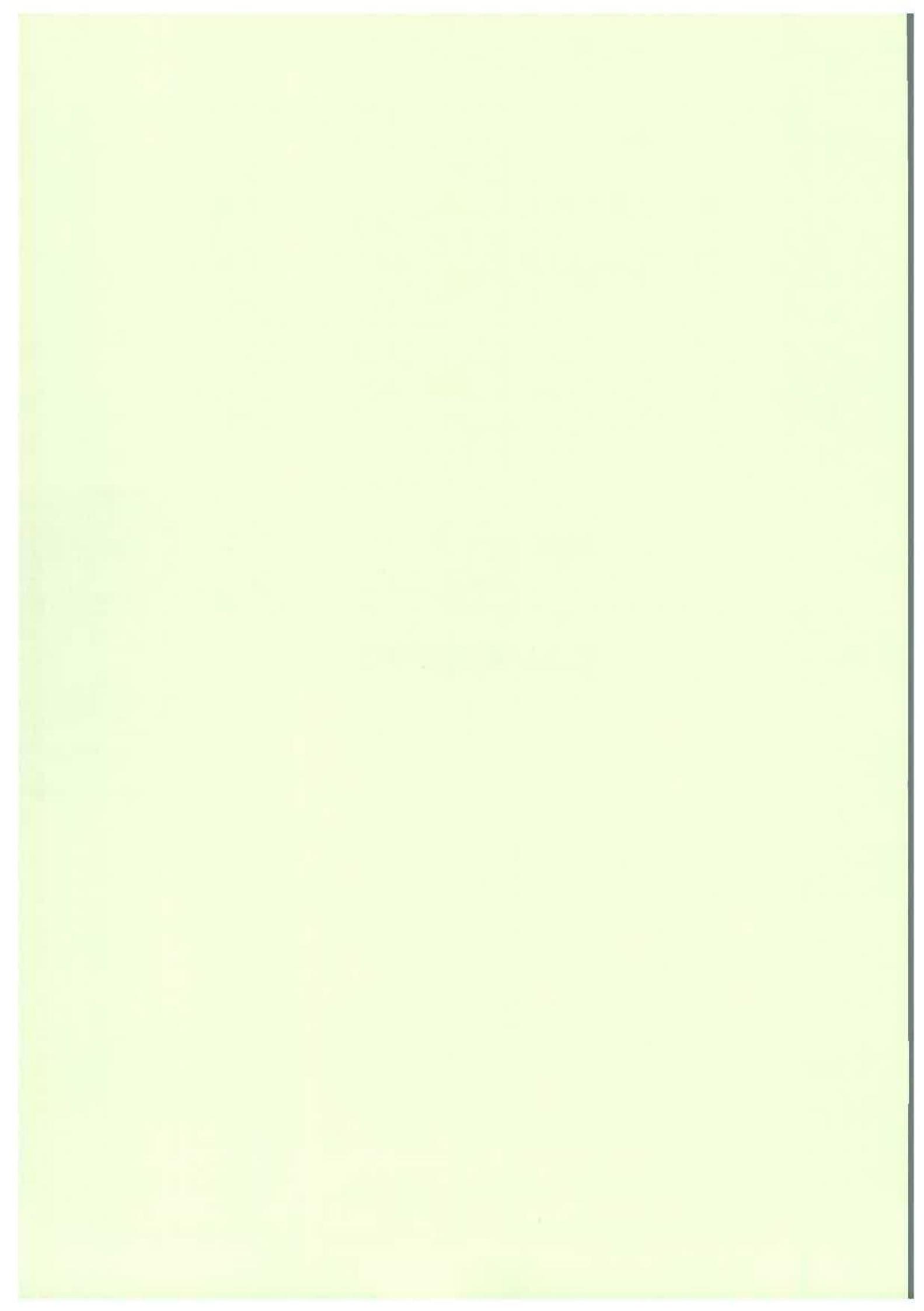
こうした手段を探ったとしても、要綱が法律上は効力のない内部文書であることは変わりない。しかし、我々は、自治体が法律の許容する範囲で行政の実務を支え、自治体にとって必要な政策・施策・事業を支えているルールについて市民に対して説明責任を持ち、政策ツールの一つとしての承認を得る必要があると考える。自治体が、市民全体に対して責任を持つ自立した政策主体としての役割を果たすとすれば、このことは必須の課題といえるのではないだろうか。

要綱の整理は、この章でみてきたように、法律、政省令、条例、規則、要綱というルール体系の整理につながっていった。国の法規を直接受ける委任要綱、自治体の政策を具体化する【条例- 規則- 要綱】関係にある要綱、パターンは多様であるが、これらは広い意味で自治体の「法システム」を構成している。政策ツール間相互の関係を明確にし、ある施策・事業が、それをパッケージする政策がどんな流れの中にあるかを市民とまた自治体自らが認識していくことがこの「法システム」をつくっていくことでもある。それは、単に条例・規則・要綱を「法システム」という固定の枠の中に当てはめていく体系づくりのための体系化ではない。自治体が何をやっているか、何をやろうとしているか、それらがどういうツールでどういう体系でつながっているか、市民と自治体自らに明らかにしていくことは、多様なかたちで摸索されている。それらの動きは、市民発意、市民参加、市民と自治体との協働による地域づくりにとって、そのための前提となる情報を共有することにもつながっていく。そして、なによりも、要綱の整理は自治体が責任ある政府としての役割を果たすためのルール整理であり、政策と施策・事業のつながりを考えるための整理である。

終章



自治体要綱の今後



終章 自治体要綱の今後

これまで、自治体要綱は行政の活動の中でいろいろな使われ方をしてきたが、整理されることなく膨張を繰り返す自治体要綱を見直す契機として今回の地方分権一括法の施行が、自治体に十分なインパクトを与えた。

我々研究チームは、まず要綱の現状を整理することに努めた。これにより、ある程度今日の川崎市の状況をご理解いただけたことであろう。そして、今後新しい施策・事業に取り組む際、また、これまでの要綱を見直す視点を提示すべく、要綱以外に自治体に持つルールである条例・規則との関係の明確化に努めた。その上で、再度要綱のあり方の検討に立ち戻りどのような対応策が必要なのかを整理した。再度、その要点を示す。

○現状の要綱に対して必要と考えられる方策

1. 「要綱」は、首長を中心とした行政機関の政策執行における補助的ツールとしての定義付けの必要性と役割の明確化。
2. 行政の活動の透明性・公開性を確保するため、補助的ツールである要綱の一覧の公表の必要性（要綱集の作成）。
3. 要綱の書式、策定手続等に係わる一定のルールづくりの必要性。

1点目は、「要綱」の定義について、自治体のルールである条例、規則、要綱との関係の中で一定の整理を提示したが（⇒5章参照）、「要綱とはこういうものだ」という積極的な定義をすることにより、要綱を利用する意義とその役割分担の明確化が必要である（6章参照）。2点目は、これまで、要綱の住民からの開示請求には応じていたものの、どのような要綱があるのかを住民が知ることはなかなか難しかった。そこで、要綱集の一覧を公表することを提案している（⇒4、6章参照）。また、3点目として、これまで担当課まかせであった要綱の書式についても類型的にモデルをつくることを提案するとともに、これまで行政内部で要綱の管理が必ずしも十分でないことから、川崎市で言えば各局単位ぐらいでその把握とチェックをかけることを提案した（⇒4、6章参照）。しかし、今回の研究では整理しきれなかった点として、以下のような課題も残った。

○今後の課題

1. 「要綱」と一括りにされているものの中には要領、指針等多岐にわたる名称があり、その用語法の統一。
2. 市民への応対等事務執行上のマニュアル等、軽微なものの「要綱」からの引き離しを行う基準づくり。
3. 補助金等の適正化に向けた取り組み。

方策の1点目と関係するが、1つ目として、「要綱」と括られるものの中にも要領、指針等いろいろな名称が使われており、この報告書では要綱の意義の明確化を主張しながらも、広い意味でそれらを全て要綱と一括りにしたままである。これらの様々な用語の利用法の整理ができなかった。

2つ目は、これも要綱の定義付けの必要性と関係するが、要綱として一般にイメージされているものよりも軽微な事項しか定めていないようなものの「要綱」からの切り離しの必要性に触れたが、その基準を示しきれなかった。

3つ目として、要綱に共通する問題点への対応策を示したが、要綱形式で規定している内容そのものが抱えている個別の問題には踏み込めなかった。例えば、補助金の支出に関する問題について、川崎市でも国の補助金適正化法に準ずるような手続規定を策定している²³が、要綱で対処することが望ましいのかも含めて内容面に踏み込んだ検討が今後必要となろう。

この報告書でのいくつかの提案は、まだ、研究チームによる研究という段階であるが、

²³ 川崎市では、「川崎市補助金等の交付に関する規則」を平成13年4月1日より施行する予定である。この規則は、市が交付する補助金及び利子補給金を対象とし、もちろん要綱に根拠をもつ補助金も対象となる。そして、事前の申請手続と補助事業については、事後の実績報告について規定している。また、交付の決定権者を市長としており、給付根拠となる要綱の決裁権者が原則局長であることと異なる（重要なものについては市長の決裁によるものも多い）。

今後も上記のような課題について研究が進められるとともに、机上の空論に終わらず、我々の事務遂行の中で具体的展開をめざしていきたい。

《参考文献》

- 阿部賛編 『アメリカの政治』 弘文堂 1992年
- 今井照 『図説 よくわかる地方自治のしくみ』 学陽書房 2000年
- 遠藤博也 『行政法II（各論）』 青林書院 1977年
- 兼子仁 『新地方自治法』 岩波新書 1999年
- 木佐茂男編 『自治立法の理論と手法』 ぎょうせい 1998年
- 小早川光郎編 『地方分権と自治体法務4』 ぎょうせい 2000年
- 小早川光郎・小幡純子編 『あたらしい地方自治・地方分権』 有斐閣 2000年
- 塙野宏 『行政法I第2版』 有斐閣 1994年
- 土山希美枝 「自治体「要綱」の実体をさぐる」 『政策情報かわさき』 9号 川崎市
2000年
- 西尾勝・松下圭一 「対談、自治体政策と法」 地方自治通信 1969年
- 松下圭一 『日本の自治・分権』 岩波新書 1996年
- 松永邦男 『条例と規則（1）』 ぎょうせい 1997年
- 山下健次、小林武 『自治体憲法』 学陽書房 1991年
- 市町村シンポジウム実行委員会編 『条例づくりが地域をかえる』 公人社 1999年
- 総務庁行政管理局 『逐条解説行政手続法』 ぎょうせい
- 「川崎市における分権推進の基本的な考え方」（川崎市）1999年
- 「川崎市における分権推進方策」（川崎市）2000年

資料編

I 研究チームによる要綱の問題点の整理 (KJ法による)

II 検討した要綱の概要

①健康福祉局要綱

前文掲載 健福-1

一部抜粋 健福-2~10

②環境局要綱

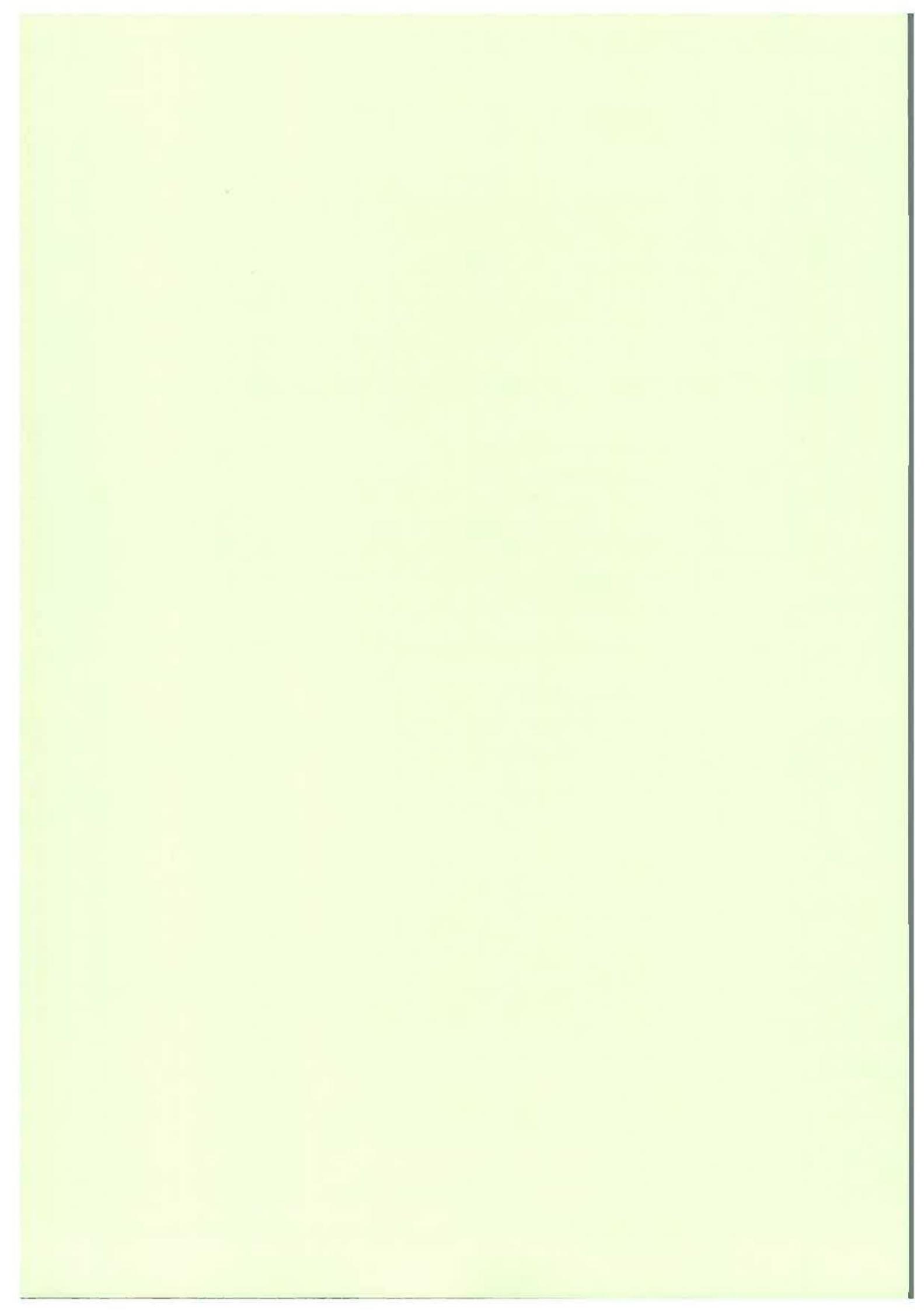
前文掲載 環境-2

一部抜粋 環境-1, 3~10

③市民局要綱

前文掲載 市民-1, 8

一部抜粋 市民-2~7, 9~10

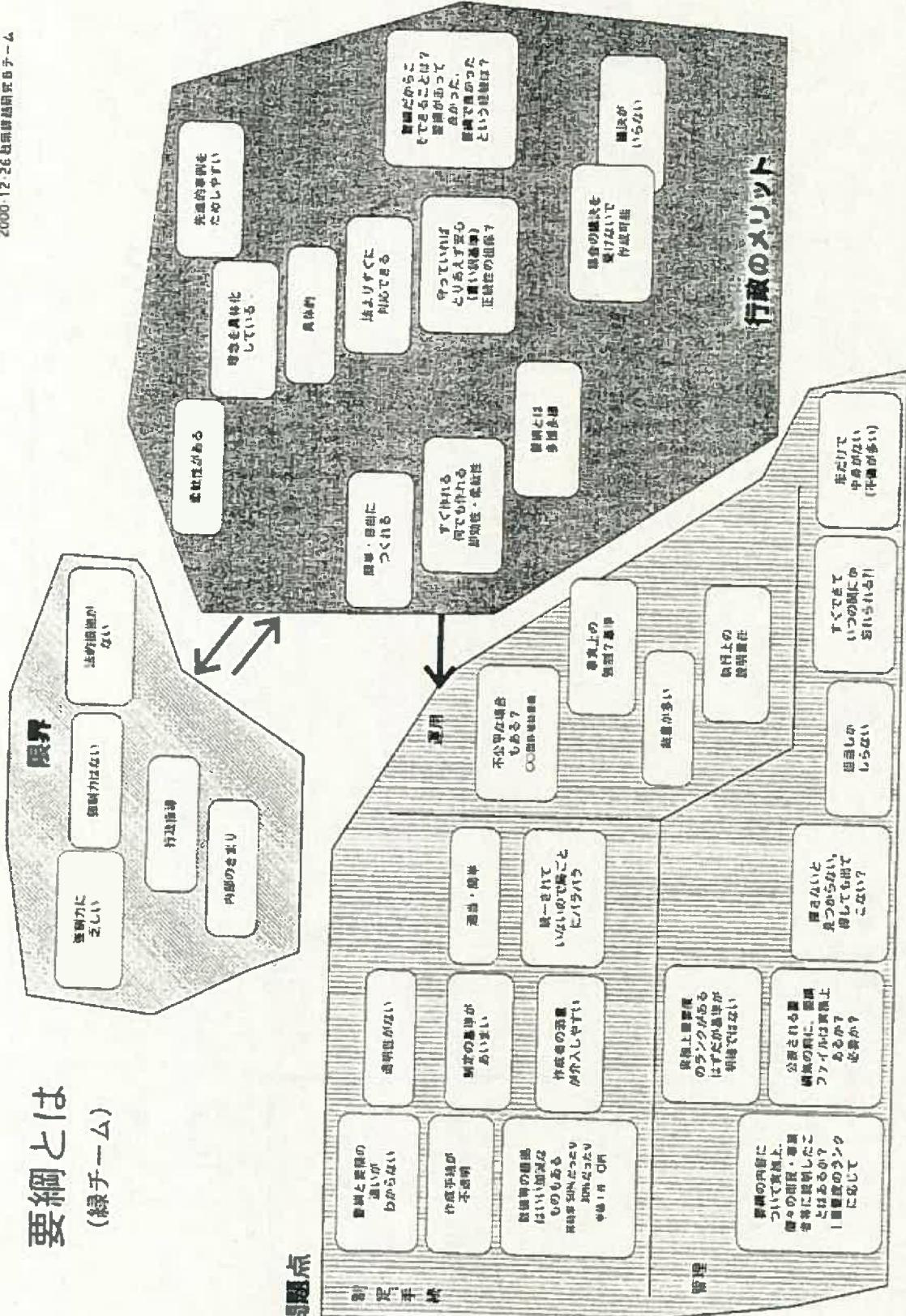


要綱とは (緑チーム)

問題点

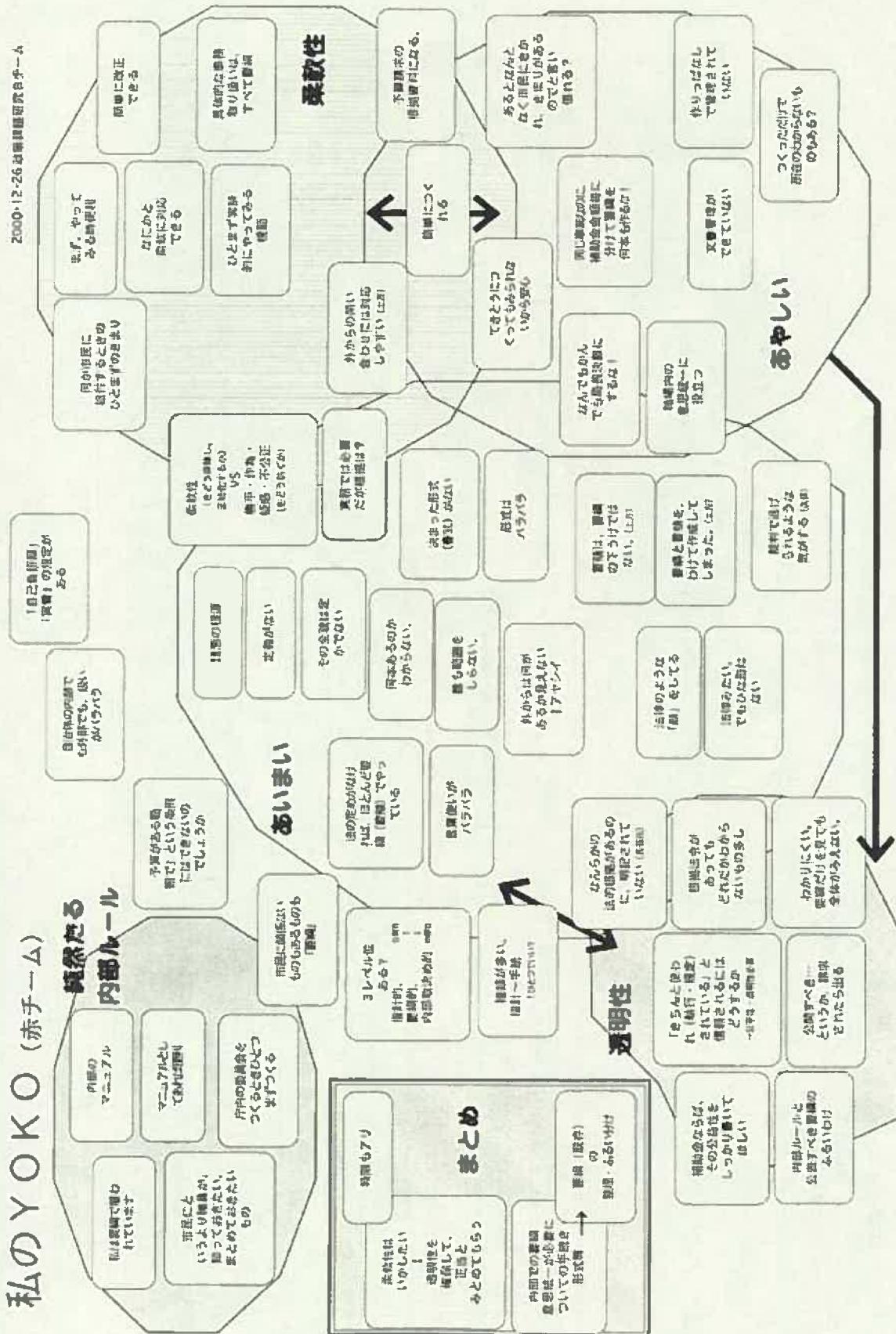
(資料一)

2000.12.26 緑野野原研究会チーム



私のYOKO(赤チーフ)

2000-12-26 由書目組成員自序 - 4



【健福ー1（全文）】

川崎市民生委員会賃金等補助金交付要請

（趣旨） この要請は、本市の社会福祉の向上を図るため、川崎市市民委員会賃金等補助金交付要請（以下「民児協」という。）が行う事務が適切かつ円滑に運営されるよう、市が民児協に対して予算の範囲内において必要な事項を定めるものとする。

（補助対象及び補助額）

第1条 この補助金の交付の対象は、次に掲げる住民とし、補助金額は予算の範囲内とする。

- (1)川崎市民生委員会賃金等補助金
- (2)「民生委員の日」活動補助金
- (3)川崎市民生委員会賃金等補助金
- (4)川崎市民生委員会賃金等補助金
- (5)川崎市民生委員会賃金等補助金
- (6)全国主任児童委員会賃金等補助金

（交付の申請） 第1条この補助金の交付申請は、補助金交付申請書（第1号様式）に次の書類を添えて市長に対して提出し行うものとする。

- (1)申請書類及び予算書
- (2)その他の市長が必要と認めるもの

（交付の決定）

第4条 市長は、同条の申請を受理し適当と認めたときは、速やかに補助金の交付決定を行い、その旨を補助金交付報告書（第2号様式）により通知する。

（交付の時期）

第5条 市長は、前条の補助金交付報告書により通知の後、速やかに補助金を交付するものとする。

（報告）

第6条 この補助金の実績報告は、実績報告書（第3号様式）に次の書類を添付し、当該年度は了は60日以内に市民に対して報告するものとする。

- (1)事実報告書及び収支決算書
- (2)その他の市長が必要と認めるもの

（調査及び監査）

第7条 市長は、必要に応じて事実実態状況を調査し、報告を求め、事実の実態が不适当と認められるとときは、指導を行うことができる。

（返還） 第5条は、意見書が次の各号の一には該当する場合は、補助金の一部又は全額の返還を命ずることができる。

- (1)前条の指揮に応じないとさ
- (2)この要請に違反したとき
- (3)補助金に誤りが生じたとき

（その他）

第8条 この要請に定めるもの外、補助金の交付に関する、必要な事項は、従事者並

附 則 平成10年4月1日から施行する。

【健福ー2（抜粋）】

川崎市民生活委員会賃金等補助金交付要請

平成4年9月11日市長決議
4川民建第354号

（目的）

第1条 この要請は、該当事務者が駅舎へのエレベーター等の垂直移動施設の位置に押して、川崎市が補助金を交付することについて必要な事項を定め、もって障害者や要扶養者の公共交通機関への利用を考慮した結果を整理し、市のまちづくりの推進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要請において「扶道事業者」とは、扶道事業法（昭和61年2月4日法律第92号）第3条の規定に基づき道路大臣の承認を受けて扶道事業を営む者及び法人（大正10年4月14日法律第16号）第3条の規定に基づき道路大臣の特許を取得して運輸事業を営む者をいう。

（補助内容及び方法）

第3条 補助の対象となる施設は、扶道事業者が駅舎施設として設置し、乗降客の用に供する垂直移動施設のうち、次に掲げるものとする。
ただし、第2号及び第4号にあっては、エレベーターにかかるものとして設置される場合に限るものとする。

- (1)車いす専用エレベーター（日本エレベーター協会「車いす専用エレベーター標準仕様」によるもの。）
- (2)車いす専用ステップ付きエスカレーター（駆動部以外での利用も可能なものの。）
- (3)その他の車いす専用に必要と認めるもの

（事前協議）

第6条 補助を受けるようとする者は、エレベーター等の垂直移動施設申請書（第1号様式）により既存の垂直移動に事前の協議を行つるものとする。
2.前項の協議は、原則として施設の使用開始予定の前年度の8月末日までに行うものとする。

【終】

【健福ー3(抜粋)】

社会福祉法人川崎いのちの電話運営成員補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の社会福祉法の向上を図るために、社会福祉法人川崎いのちの電話(以下「法人」という。)が行う事業が適りかつ円滑に運営されるよう、市が法人に対して予算の範囲内において補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助対象延長及び補助額)

第2条 この補助金の交付の対象となる延長は、相談室の苦情処理的延長及び利用者の育成による延長とし、予算の範囲内で補助するものとする。

(交付の申請)

第3条 この補助金の交付申請は、補助金交付申請書に次の書類を添えて市長に提出して行うものとする。

- (1) 事業計画書及び予算書
- (2) その他市民が必要と認めるもの

【健福ー4(抜粋)、参考資料】

川崎市福祉バス利用团体等設立要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市福祉バス運営費に足る利用団体等の運営の判断及び運送バスの運行を行なうことを目的として定める。

(趣旨)

第2条 福祉バスの利用を申請する団体等は、車両もしくは利用申請時に登録を必要とする。

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市福祉バス(以下「福祉バス」という。)の円滑適正なる運営を明てるために必要な事項を定めるものとする。

(利用目的)

第2条 福祉バスは、川崎市の福祉運営者の運営向上を目的として、次の事項のための判断に供する。

- (1) 研修会及び社会見学
- (2) スポーツ及びレクリエーション
- (3) セルフ・身障者運営の相談向上に必要な事務及び市民が特別に必要と認めた事務

川崎市福利政策監査グループホーム設置運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、就労で生活することを図む知的障害者の自立生活を促進すため必要な援助等を行う福利政策監査グループホーム(以下「グループホーム」という。)の設置及び運営に就し必要な事項を定めることを目的とする。

(設置及び運営主体)

第1条 グループホームの設置運営主体(以下「設置者」という。)は、社会福祉法人又は財團法人(以下「法人」という。)とする。

2 グループホームを設置及び運営しようとする法人は、あらかじめグループホーム設置に関する申請用紙(第1号様式)により所長の承認を受けなければならない。

3 設置者は、グループホームごとに運営委員会を組織し、グループホームの運営にあたる責任者(以下「責任者」という。)を選定しなければならない。

4 運営委員会の運営委員は、6名以上10名以内で、おおむね改の着で構成し、その他の運営を1名以上5名のとする。

(II) 責任者

- (1) 主任者
- (2) 地域代表者
- (3) 地域代理者

(4) 人材の育成の代表

(5) 運営監査監督

他 人材等の代表

(II) フランチャイズ運営者等

(IV) その他

(設置運営事項の変更及び停止)

第1条の2 設置者は、すでに承認を受けたグループホームについて、人材配置又は所長の配置をしようとするときは、あらかじめグループホーム設置に附する第1号要承認用紙(第1号様式の1)により市長の承認を受けなければならない。また、人材配置及び所在地域外の事項についての変更又は廃止しようとするときは、あらかじめグループホーム設置に附する変更(廃止)書(第1号様式の2)を市長に提出せらるものとする。

第2条 福祉バスは、川崎市の福祉運営者の運営向上を目的として、次の事項のための判断に供する。

- (1) 研修会及び社会見学
- (2) スポーツ及びレクリエーション
- (3) セルフ・身障者運営の相談向上に必要な事務及び市民が特別に必要と認めた事務

【健福一 6（抜粋）】

川崎市老人にいの家（愛称「長寿ケアホーム」）管理及び運営委託契約

（目的）

第1条 この要綱は、川崎市老人にいの家の条例（昭和41年川崎市条例第50号。以下「条例」という。）に定める川崎市老人にいの家の（以下「老人にいの家」という。）の管理及び運営に関する業務を委託する場合の基準を定めることとする。

（委託対象施設）

第2条 この要綱に基づいて業務を委託する老人にいの家とは、条例第1条に規定するものとする。

（要件）

第3条 高齢者福祉に専門を有する公共団体で、前項が特に適当と認められるものについて、前条に定める老人にいの家の管理及び運営に関する業務を委託第1条の規定に基づいて委託する。

（目的）

第1条 この要綱は、一般病床に係る病院の開設等に關し事前協議の手続を定めるることにより、神奈川県保健医療計画に基づく川崎市部及び川崎市部の二次医療圏の実情及び地域特性等を考慮して当該二次医療圏の一般病床の規制別整備を進め、もって神奈川県保健医療計画及び川崎市地域保健医療計画の着実な推進を図り、良好な医療供給体制の確保に寄与することを目的とする。

（事前協議の審査）

第2条 市長は、事前協議書の提出があったときは、次の事項について審査するものとする。

（1） 國保法令及び厚生省の通知に抵触していないこと。

（2） 神奈川県保健医療計画及び川崎市地域保健医療計画との整合性があること。

（3） 病院の開設等の計画に信実性があること。

2 前項の規定による審査において、事前協議に係る病院の開設等の計画が、開設予定地及び周辺地域における都市計画法、國土利用計画法、都市再開発法、農地法その他の関係法令との調整が必要と認められる場合には、開設予定者に対して当該法令を所管する部局との調整を行うよう指導するものとする。

3 第1項の規定による審査をするときは、川崎市地域医療審議会の意見を聞くものとする。

【健福一 8（抜粋）】

「市民健康データー」の設置及び事業実績に関する要綱

施行日 平成11年4月1日

（目的）

第1条 この要綱は、市民の健康づくりを積極的に推進し全市的に展開するため、テーマを広く市民などから求める、市民健康データーを設定し、保健・環境衛生・医療・福祉などについて、年間を通じておこなう市民による自主的な健康づくり活動のアドバイスを行い、市民による市民の健康の保育、地域に寄与することを目的とする。

（市民健康データーの設置）

第2条 市民健康データーは、毎月第4土曜日とする。

（事業内容）

第3条 市民健康データーの事業（以下「市民健康データー事業」という。）は、
母子保健・食生活・虐待・成人保健・高齢者保健・精神保健・住環境衛生・食品衛生・動物愛護（ペット）・各種防災の予防・健康増進・
密聯・相談などの中から毎月具体的なテーマを定めて、市民が主体性を持って、健康について語り、学び、考え、実行するための講話、実技、
シンポジウムなどとする。

2 市民健康データー事業の一環として、毎月ヘルスアドバイスコーナーを開催するものとする。

【健福一 9（抜粋）、参考資料】

犬の登録申請及び狂犬病予防接種手数料事業必要書

（趣旨）

第1条 この要綱は、運営団体が所管、管理する狂犬犬に対する犬の登録申請手数料等の免除に係し必要な事項を定めるものとする。

（手数料の免除）

第2条 狂犬犬を所有、登録する川崎市官署犬販付要録第2類に定められた運営団體に係して川崎市手数料受取（昭和25年川崎市条例第6号）で定める次に掲げる手数料を免除することができる。

- (1) 犬の登録（健札の交付を含む）申請手数料
- (2) 犬の健札の再交付手数料
- (3) 犬の狂犬病予防接種手数料
- (4) 犬の狂犬病予防接種再交付手数料
- (5) 犬の狂犬病予防接種再交付手数料

（参考資料：川崎市手数料条例該当部分 第2条102～106、第7条）

- (102) 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)附4各項2項の規定に基づく犬の登録
1頭につき 3,000円
- (103) 狂犬病予防法施行令(昭和28年政令第238号)第1条の2の2の規定に基づく犬の
健札の再交付 1件につき 1,000円
- (104) 狂犬病予防法第5条及び第13条の規定に基づく犬の狂犬病予防注射 1頭に
つき 2,670円
- (105) 狂犬病予防法第5条第2項の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済の交付
1件につき 650円
- (106) 狂犬病予防法施行令第3条の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済の再交
付 1件につき 340円

第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、手数料を減額し、又は免除することができます。

- (1) 育公團からの請求によるとき
- (2) 生活保護法(昭和25年法律第44号)による特權を受けている者からの請求に
よるとき。
- (3) その他市長が減額又は免除を適当と認めたとき。

【健福－10（扶幹）】

川崎市訪問指導員に関する要綱

（總旨）

第1条 この要綱は、母体保護法（昭和23年法律第156号）、電子保健法（昭和40年法律第141号）、公害健康被害の届出等に関する法律（昭和48年法律第111号）及び老人保健法（昭和57年法律第80号）に基づく業務の訪問指導員（以下「訪問指導員」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（実施主体及び実施者）

第2条 この要綱に定める業務の実施主体は、健福福祉局とし、実施者は、川崎市民（以下「市民」という。）の委嘱を受けた訪問指導員とする。

（受託業務）

第3条 訪問指導員の業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 家庭計画特別看及業務
- (2) 新生児訪問指導業務
- (3) 犯痴中專任予防訪問業務
- (4) 公害健康被害の届出等に関する法律に基づく家庭経営指導業務
- (5) 老人保健法に基づく訪問指導業務
- (6) その他

開発行為等に関する工事公害の防止のための指導要領

環境局は、事業者（都市計画法に基づく開発行為、土地区画整理事業に基づく開発行為、宅地造成等規制地に係する工事、島地造成等の申請又は提出者）に対し、事前又は事業施行場において、次のような指導を行うこととする。

1 洞坑行為等に関する指導事項

(1) 事業者の基本的遵守事項

事業者は、工事の施工にあたり、付近住民などの、良好な生活環境の保全について、万全の処置を講ずること。

(2) 作業時間及び日曜、祝日等の休日における作業（但し、災害防止等緊急やむを得ない場合は、この限りでない。）

ア 1日の作業時間は、原則として、午前8時から日没までとし、10時開門を越えない範囲内であること。

イ 日曜、祝日等の休日は、原則として作業を行わないこと。

(3) 騒音、振動に関する工事公害の防止事項

ア 鳴きを発生する重機類には、消音器の設置、又はこれと同等の効果があると認められる処置を講ずること。

イ 作業用道路は、原則として、民家から離れた位置に設置し、常に整備、保守することにより、騒音、振動の防止を図ること。

ウ 車両及び重機類の運行（輸送）については、速度制限、土質に適合した機械の選択、機械の能力に適合した作業方法等による作業管理を徹底すること。

エ 民家に近接した場所で行う作業については、機器の選択、運転（輸送）方法等について、神に配慮すること。

オ 地域及び建物等の搬出出入は、作業内容に応じて、必要最小程度にすること。

(4) 埋立工事に関する工事公害の防止事項

ア 工事期間中においては、始じん等の飛散を防止するため、敷水、撒い等を施すとともに、土質、周囲の状況等によっては、しめかため、葉利等を施すものとする。

イ 土砂等の搬出入に際しては、車両の背面シートで擋うとともに、出入口付近及び一般道路に併設した土砂等は、適やかに掩蔽するよう、常に整備に努めること。

(5) 災防防止に関する事項

ア 工事期間中は、警戒訓練のため、関係者以外の立ち入りができないような柵等を設じること。

イ 車両の出入口及び必要な箇所には、交通安全防護のため、警備要員を配置すること。

(6) その他一般的事項

ア 事業者は、工事施工にあたり、あらかじめ周辺に及ぼす影響等を考慮して、隣接住民に工事の内容を十分説明し、了解を得るよう努めなければならない。

イ 事業者は、工事施工過程において、工事公害等の理由により、施行区域及びその周辺の植物、工作物、その他に被害を与えたときは、事業者が責任をもつてその解決にあたること。

2 開発行為等に関する工事調整

事業者は、開発行為、宅地造成、島地造成等に係わる申請（提出）書類を提出する際、付属書類として、「開発行為等に関する工事調整（以下「開発行為等に関する工事調整」という。）」を提出するものとする。

(1) 適用範囲

(2) 送出部数

工事を行う区域の面積が、500平方メートル以上のものとする。

(3) 附付書類

当該申請（提出）に係わる書類の提出部数に1部を加えた部数とする。

(4) 工事工機業者

事業者は、当該申請（提出）に係わる都道府県を経由して開発行為等を出すものとする。

【環境－2（抜粋）】

川崎市公事防正資金融資審査会規則

もに、事業者に対する「開発行為等に関する指導事項」に基づき指導を行うものとする。

3 管理者

事業者は、「開発行為等に関する指導事項」を遵守するとともに、工事公害を発生させない旨の誓約書（様式第2）を前段あて提出するものとする。

4 施行期日

この要綱は、昭和48年1月10日から施行する。

附 則

この改正要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成5年6月25日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成9年4月1日から施行する。

（目的及び設置）

第1条 この要綱は、本市公事防正資金融資（以下「融資」という。）事務所の、審査会（以下「審査会」という。）を設置するため、川崎市公事防正資金融資審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

（会本事務）

第2条 審査会は、次の金号に構成する事項を審査する。

- (1) 融資の可否に關すること。
- (2) 融資の改訂に關すること。
- (3) その必要と認めること。

（組合）

第3条 審査会は、会員及び委員会もつて充てる。

（会員）

第4条 会員は環境公害融資をもつて充てる。

- 1 会員の選出と会員の選出なら。
- 2 会員に事務あらじきは、会員があらじめ指名する委員がその職務を代行する。

（委員）

第5条 審査会の委員は次に掲げるものをもつて充てる。

- (1) 情報収集
- (2) 大気測定
- (3) 水質測定
- (4) 地質探査測量
- (5) 自動車計測監視

（審査）

第6条 審査会は、必圖に応じて会員が出席する。

2 審査会は、会員の過半数が出席しなければ開くことはできない。

3 審査会の審査は、出席委員の過半数をもって決し、出席委員のときは会員の決するところによる。

（委員の代用）

第7条 委員は原則として代用をもつて出席させるることは出来ない。ただし、審査会の審査事項については代用者にたるに適する場合は、この限りではない。

（開催者の出席）

第8条 審査会の審査に際し、会員が必要と認めたときは、融資者の出席を命ぜ、意見を聞くことができる。

（会員）

第9条 審査会の運営は、総務課において処理する。

（会員）

第10条 この要綱は、昭和54年6月1日から施行する。

（会員）

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

（会員）

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

（会員）

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

（会員）

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

（会員）

【環境—3（振付）】

一般廃棄物処理の許可基準等取扱規則

(目的) この取扱規則は、川崎市環境局の処理及び清掃に関する法律及び特許法による規則(以下「規則」という。)に規定する一般廃棄物処理の許可に関するものである。

第1条 この取扱規則は、川崎市環境局の処理及び清掃に関する法律及び特許法による規則(以下「規則」という。)に規定する一般廃棄物処理の許可に関するものである。

第2条 本規則は、一般廃棄物処理の許可の申請、審査、認可等の手続を定めることとする。

(用語の定義)

第1条 組合連絡会議に指定する事務の範囲の変更とは、次のとおりとする。

(1) 一般廃棄物処理

「運輸人又は保管を除く、」から「保管人又は保管を除く、」に変更した場合

(2) 地分区

直轄の処理施設に異なる処理方法の処理施設を連結した場合

2. 直轄課 2 号課 1 領及び同委員 2 号課 3 案に規定する新 1 号機式、新 2 号機式及び新 3 号機式の機中に得られる一般廃棄物の規範とは、次のとおりとする。

(1) 普通ごみ(断片、木くず、紙くず、金属くず等)

(2) 実験試験物の死体

(3) その他

(一般廃棄物処理許可の対象範囲)

第1条 一般廃棄物は市町の对象とする廃棄物は、市内の廃棄所から輸出されるも輸入され一般的なものとされる。

(1) 一般廃棄物の原則として日平均 30t 以上以上の量を排出する事業者の廃棄物

(2) 土曜日、日曜日、祝日は原則、医療的廃棄又は處理が必要な廃棄物

(3) 実験試験物の死体等特別の廃棄又は處理が必要な廃棄物

(4) 廃棄試験物の処理及び清掃に當する法律(以下「法」という。)により規定された平ら再生利用の目的となる廃棄物以外のもので、質化化処理を行へ原産地

(5) その他、当局が市による収集又は運搬が困難であると認めた廃棄物

(以降廃棄物処理の指導基準)

第4条 法第 7 条第 3 号に規定された市町の基準及び一般廃棄物処理許可の審査基準(以下「審査基準」という。)に定められたもののほか、一般廃棄物処理許可にあたっての指導基準は、次のとおりとする。

(1) 申請書が市町に交付する者(法人については、市内に事務所又は宮殿所を有する者)であること。

(2) 宮殿所には、常に適格体制が整備されたための人員を配置すること。

(3) 調査度の少なくとも 1 年以上は、市内の経営状況に監視させること。

(4) 調査度は、自己所有とし、川崎防護技術所の管轄とする。

(5) 保管人又は保管施設を設置するときは、監査基準法その他の関係法令に適合していること。

なお、保管人又は保管を行へる者に監査基準法に適合しては、別に定める。

(収集運搬条件の遵守事項)

第5条 収集運搬条件の遵守の遵守すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 直轄課 1 領及び同委員 2 号課 3 案に規定する新 1 号機式、新 2 号機式及び新 3 号機式の機中に得られる一般廃棄物の規範とは、次のとおりとする。

(2) 一般廃棄物の運送は、ライダーレーン(即日本工務省標準車幅 1.5m)を左端 50cm / 1.0m とし、運送車の右端アンドリヤー部に「一般廃棄物運送車 川崎防護技術可視化」並びに左右の看板(ポディ)に白色で許可番号の表示をすること。

ただし、子の大きさを及び直轄課 1 領に定める場合は、別紙「直轄課 1 領表示看板」のとおりとする。

(3) 運送車は、常に運転し、良好で清潔な状態を確保すること。

(4) 直轄課 1 領及び同委員 2 号課 3 案に規定する新 1 号機式、新 2 号機式及び新 3 号機式の機中に得られる一般廃棄物の規範とは、次のとおりとする。

(5) 運送車は、運転を行へる場合にあっては、運転から輸出すること。

(6) 運送車又は運送車から公害等を発生させないこと。

(7) 法、規制又は関係法令を遵守するとともに、即出車運送の分別輸出を促進し、廃棄物の減量化・資源化の推進に努めること。

(8) 分別運行の指導基準

第6条 住用 1 号課 2 領及び同委員 2 号課 3 案に規定された市町の基準及び事務基準に定められたもののほか、区分別の許可にあたっての指導基準は、次のとおりとする。

(1) 調査度を設けるときは、運送車両その他の関係法令に適合していること。

なお、区分別の指導基準については、別に定める。

(2) 分別運行の指導基準

第7条 保管又は保管を行へる者に監査基準及び監査度は、次のとおりとする。

(1) 分別運行の許可の場合は、直轄課の許可の監査度

(2) 分別運行の監査度

第8条 保管又は保管を行へる者に監査基準及び監査度は、次のとおりとする。

(1) 分別運行の許可の場合は、直轄課の許可の監査度

(2) 分別運行の監査度

第9条 保管又は保管を行へる者に監査基準及び監査度は、次のとおりとする。

(1) 分別運行の許可の場合は、直轄課の許可の監査度

(2) 分別運行の監査度

第10条 保管又は保管を行へる者に監査基準及び監査度は、次のとおりとする。

(1) 分別運行の許可の場合は、直轄課の許可の監査度

(2) 分別運行の監査度

第11条 保管又は保管を行へる者に監査基準及び監査度は、次のとおりとする。

(1) 分別運行の許可の場合は、直轄課の許可の監査度

(2) 分別運行の監査度

第12条 保管又は保管を行へる者に監査基準及び監査度は、次のとおりとする。

(1) 分別運行の許可の場合は、直轄課の許可の監査度

(2) 分別運行の監査度

第13条 保管又は保管を行へる者に監査基準及び監査度は、次のとおりとする。

(1) 分別運行の許可の場合は、直轄課の許可の監査度

(2) 分別運行の監査度

第14条 保管又は保管を行へる者に監査基準及び監査度は、次のとおりとする。

(1) 分別運行の許可の場合は、直轄課の許可の監査度

(2) 分別運行の監査度

【環境—4（抜粋）】

川崎市公債防止資金組合規則

（目的）

第1条 この要綱は、中小企業者に対し、公債の発行を防止するために必要な資金の融資を円滑にすることにより、公債発行の促進を図り、もって市民の健康及び生活環境向上に貢献することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 公債 第2条第1号に規定するもの

(2) 中小企業者 第2条第3・5年法第154号 第2項に規定する者及び個人

(3) 中小企業者組合会 第24年法第151号 第3項に規定する中小企業者組合会

（融資の対象）

第3条 融資の対象（以下「融資」という。）は、次の各号の一に該当する場合に行うものとする。

(1) 公債の発行を防止するためには、別表に掲げる融資又は融資の放款改修（以下「融資の改修等」という。）

(2) 公債の発行を防止するためには、別表に掲げる融資又は融資の改修等

ただし、昭和43年法第43号第4・5項に規定する工場又は事業場の移転に際して、前第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第三種中高层住居専用地域、前二種中高层住居専用地域、第一種住居専用地域、第二種住居専用地域、近隣低層地域又は低層地盤にある工場又は事業場で、同号に規定する即工場地帯、工事地帯又は工事用地帯に該当するものに限る（以下「工場等の移転」という。）。

(3) 公債の発行を防止するためには、又は（市民が別に定めたところにより）設立したもの。以下「融資の改修等」という。）の取扱い

（申込資格）

第4条 融資は、中小企業者であつて、次の要件をそなえている者に対するものとする。

(1) 自己の資金のみでは、施設の整備費、工場等の設備又は既存施設等の購入（以下「融資の改修等」と総称する。）を行うことが困難であること。

(2) 前項に、融資の改修等を必要とする工場等を引き続き1年以上有すること。

(3) 融資を受けた資金の償還について、十分な返済能力を有すること。

(4) 融資の申込全額について、川崎市公債防止組合（以下「保証組合」という。）の信用保証を受けられること。

(5) 融資の改修等は債務の保証について十分な賃貸新しくは所持を有する通常保証人をゆうすること。

（融資の条件）

第5条 融資の条件は次のとおりとする。	（融資の条件）
1 限度額 会社及び個人に付いては60,000,000円以内 中小企業者組合会については 100,000,000円以内	この融資と同様の目的を有する他の融資から借り受け又は助成を受けた金額は、融資の額が同一である場合には、所要額から控除する。
2 利率 年率 5パーセント	申請に基づづき川崎市公債防止組合

3 融資期間	3,000,000円以下の場合は 合3年以内 場合 6年以内 0,000,000円をこえる場合 10年以内（ただし、既公債権等の購入にあっては6年以内）	金利子還付期間により適用する。 1年以内の融資期間を含む。
4 算換方法	割賦返済	一時に返済することができる。
5 保証	通常保証人2名以上	必要に応じて物的保証を要する。 保証料率は公債防止保証についでは、年0.60パーセント、 その他のものについては一般保証料率による。
6 保証保証	保証組合の通常保証を付する。	

（融資）

第6条 市长は、融資の原資を、保証組合を経由して、融資を委りあう金融機関（以下「融資金融機関」という。）に預託するものとする。

2 併記は、毎会計年度、歌謡金融機関と協議のうえ、前項の保証金を基本として、融資の額を定めるものとする。

第7条 融資を受ける者（以下「甲込者」という。）は、川崎市公債防止資金組合公債申込書（附1号様式）により、改めの手号に満了する旨を示して、市長に申込をなげなければならない。

1 公債防止計画書（附2号様式）により、改めの手号に満了する旨を示して、市長に申込をなげなければならない。

2 計算書（カタログ）、工事及び公債防衛債券の購入の見回書又は土地の取得に関する書類

（計算書類）

3 その他の、市民が必要と認める書類

（開票等）

第8条 市民は、融資の申込みを受けた時は、必要な調査を行い、適当と認めなものについては直営金融機関に対して申込に係る審査及び融資調査依頼書（附3号様式）を送付するものとする。

2 直営金融機関は、前項の規定による審査の送付を受けたときは融資の審査及び審査について必要な調査を行い、その結果を開票報告書（附4号様式）により前項に通知するものとする。

（融資の可否及び額の決定）
第9条 市長は、保証組合及び直営金融機関と協議して、融資の可否及び額を決定し、その旨を、決定通知書（附5号様式）により、当該申込者に通知するものとする。
(第1項の届出及び確認等)

【環境—5（抜粋）】

川崎市公害防止賃金料子補助費規

（目的）

第1条 この規則は、川崎市公害防止賃金料子補助費規（以下「規則」という。）に基づき、賃金の削減を受ける者（以下「借受人」という。）に対し、賃金資金に係る料子の補助を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（料子の算定等）

第2条 市長が、借受人が当該賃金に附し、金融機関に交付した料子と相当するものとし、料子の補助額及びその割合等は、次の各号によるところによる。ただし、借受人が賃金不履行により支払った、過度料金その他の料金等については適用しない。

(1) 賃貸料金うち3割前1号及び第2号の規定に基づく賃金の總額に係るものについて、融資期間前に支払った料子の金額とする。

(2) 賃貸期間外第3号の規定に基づく賃金の總額に係るものについては、融資開始日から融資期間の2分の1までの間の約定料子率のうち、当該支払料子の対象となつた融資期間に、0、5パーセントを越えて供給料子とする。

3 税項の規定による料子の場合は、当該料子の額（4月1日から翌年3月31日までとする。以下同じ。）ごとに借受人の申請に基づき行うものとする。

（料子補助金の交付申請）

第3条 料子補助金の交付申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、川崎市公害防止賃金料子補助金交付申請書（前条第1項第1号に係るものについては第1号様式、第2号に係るものについては第1号様式の2）に複数件提出に支かった料子の合計額（ただし、前条第1項第2号に定める期間を超過したものと聞く。）に係る金融機関の約定料子額並びに該額（前条第1項第1号に係るものについては第2号様式、第2号に係るものについては、第2号様式の2）を複数市長が合意と認めると書類を添付して、

（料子補助の可否の決定及び通知）

第4条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、必要な調査を行い、料子補助の可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

第5条 市長は、当該申請に係る年度の5月本日までに、補助することに決定した額の全

（目的）

第1条 この規則は、本市における財政収支及びグリーンベルト（以下「財政収支」という。）の財源及び貢献、その周辺の健全及び清潔等（以下「環境改善」という。）の実現及び貢献、自立的行動の奨励と市民の意識高揚（以下「環境改善」という。）を目的に行う団体の育成と市民が能力として、本市の実化の進歩を図ることとし、当該団体と市民が能力として、本市の実化の進歩を図ることとし、当該団体の環境改善の普及を図ることを目的とする。

（環境基金）

第2条 財政収支の環境活動を行う団体（以下「環境基金」という。）は、次条の規定により環境活動の対象となる財政収支の周辺住民がおむね1人程度での規定により環境活動の対象となる財政収支の周辺住民がおむね1人程度で構成するものとする。

（環境活動の別称等）

第3条 環境基金が行う環境活動の対象となる財政収支等は、市が管轄する歩道の開拓開闢等とし、当該環境活動の範囲は、おおじね区域が100メートルの歩道片側の歩道等及びその周辺を単位として行うものとする。

（趣旨内容）

第5条 環境基金は、次の活動を行ふものとする。

（Ⅰ）財政収支の作業及び貢献

（設立等）

第6条 環境基金を設立しようとするときは、当該基金の代表者は、財政収支基金設立届（第1号様式）に必要な事項を記入のうえ市長に提出するものとする。

（積立金）

第7条 市長は、環境基金を設立し、市長の範囲内で御名も基年により、毎年度10月末日迄に積立金を交付するものとする。ただし、環境基金設立時に交付する積立金については、当該基金の設立と同時に交付するものとする。

2 環境基金が積立金の交付を受けようとするときは、環境基金実績及び計画書（第1号様式）を用意に提出するものとする。

[環境一7(抜粋)]

川崎市中野車和公園室外音楽室貸借運営規則

(使用料金)

第1条 この規則は、川崎市中野公園条例（昭和32年川崎市条例第6号。以下「規則」という。）及び川崎市中野公園施設利用規則（昭和32年川崎市規則第5号。以下「規則」という。）で定めるものほか、川崎市中野車和公園野外音楽堂（以下「音楽室」という。）の音楽運営に備し、必要な事項を定めるものとする。

(借用期間及び借用時間)

第2条 音楽室の借用期間及び借用時間は、次のとおりとする。

借用期間	借用時間	休 假 日	備 注
4月1日から 10月31日まで	第1回目 1時から 11時まで 第2回目 1時から 17時まで 第3回目 17時から 20時30分まで	12月29日から翌年1月4日まで 毎週月曜日（前日及び当日が 国民の祝日にあたる日を除く ）翌日の祝日に備する休日の翌日 17時まで 17時から 20時30分まで	借用は必要 に応じ、左 側の借用 時間、休 休日 及び休 休日を要す ることがあ る。
11月1日から 翌年3月31日 まで	第1回目 9時から 13時まで 第2回目 13時から 17時まで		

(使用手続)

第3条 音楽室を借用しようとする者は、使用日の3日前までに借用登録用紙を提出しなければならない。

2 貸設管理者は、前項の規定により申請した者に音楽室の使用を許可した

工場緑化の推進事業に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市が行う緑化対策事業要綱に基づき、工場および事業場の敷地内における緑化の促進を図ることを目的とする。

(協議会の設置)

第2条 工場緑化を推進するため川崎市工場緑化推進協議会を設置する。(以下協議会といふ)

2. 協議会の運営について必要な事項は別に定める。

(協定)

第3条 市長は、街美化区域内のすべての工場および事業場で適当と認める工場および事業場との間に工場緑化協定を締結する。(以下事業者という)

(目標)

第5条 協定工場敷地の10%以上を綠化することを目標とする。

(協力)

第7条 市が工場緑化を推進するに当り、工場敷地内の一帯を当該事業に利用を要請した場合事業者は、支障のない範囲内で協力すること。

工場緑化実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、工場緑化の実績に基づき、工場および事業場の敷地内における緑化の促進を図ることを目的とする。

(協定の申請手続)

第2条 工場緑化協定を要請する事業者は、工場緑化協定申請書(第1号様式)を市長に提出するものとする。

2. 市は申請書を受けたときは、必要に応じて現地調査等を行い受理するものとする。

3. 市長は申請書を受理したときは、工場緑化計画ならびに樹種の選定、病虫害の防除、樹木の定期剪定などの協力をおしまない。

川崎市リサイクルエコショッフ制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、環境への影響を配慮し、廃棄物の再利用及び再生利用等にかかる市の施策並に積極的に協力する商店及び商店街等を「リサイクルエコショップ」及び「リサイクルエコ商店」(以下「リサイクルエコショップ」という。)と認定し、その利用を広く市民に喚起することにより、リサイクルに対する意識の高揚を図り、使って資源循環社会の構築に貢献することを目的とする。

(リサイクルエコショップの認定)

第2条 リサイクルエコショップは、市内の商店等で次条の認定基準の一つ以上を満たしているものから、市長が認定する。

(認定基準)

第3条 リサイクルエコショップの認定基準は次に掲げる事項とする。

(1) 適正包装の推進

(2) エコマート商品の販売

(3) 同生品及び買付相談の促進

(4) 質譲作物の回収場所の提供

(5) リサイクル試験機修繕等の配布の拠点として地域リサイクルの機能に貢献

(6) 市のごみ減量・簡易化に貢献化に貢献する機能への能力

2 商店街が活動となる場合には、商店街の担当事務として、ごみ減量化・資源循環化に月十回活動を行っているものとする。

(申請及び認定)

第4条 第2条の規定により、リサイクルエコショップの認定を受けようとする者は、リサイクルエコショップ認定申請書(第1号様式及び第2号様式のと、以下「申請書」という。)を市長へ提出するものとする。

(委員会)

第5条 リサイクルエコショップの適正な認定を図るため、リサイクルエコショップ認定調査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、環境局次長、市民局次長、経済産業課課長、環境整備部長及び環境生活課課長で組織し、委員は公選議院議員をもって充てる。

3 委員会は、リサイクルエコショップの認定に関する事項等を調査し、その結果を市長に報告する。

4 委員会の事務局は、環境整備課環境政策課事務課に置く。

(専員)

第6条 リサイクルエコショップに認定された商店等は、リサイクルエコショップ認定表示板を店舗等に掲出するほか、当該商店等が販売したリサイクルエコショップのシールマークを利用して広告等を行うことができる。

【市民一】(全文、様式略)

川崎市公共交通利用料金システムの利用者の登録等に関する基準

(略記)

第1条 この要領は、川崎市公共交通利用料金システム（以下「ふれあいネット」という。）を利用してふれあいネット料金専用の利用申込み等を行うための利用者の登録について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) ふれあいネットとは、与えられた一連の既定手順に従い、情報提供、施設利用等に係る服務を施行するための電子情報処理組織をいう。
- (2) 料金とは、ふれあいネットを利用して施設利用等を行うことができる運賃又は料金の単位をいう。
- (3) 利用者カードとは、ふれあいネットを利用することができる個人及び団体を識別するための記録が記録されているカードで、ふれあいネットを利用して施設利用等を行なう際に用いるものをいう。
- (4) 利用者とは、利用者カードの交付を受けた個人又は団体の代表者をいう。
- (5) カード番号とは、利用者カードを識別するために付された番号をいう。

(交付資格)

第3条 利用者カードの交付を受けることができる者は、個人登録にあっては、施設使用について責任を負い、施設料の支払い義務者となる16歳（運賃を料金とする年齢の4月2日現在の年齢）以上の者とし、団体登録にあっては、施設使用について責任を負い、施設料の支払い義務者となる16歳以上の方（ただし、中学生を除く。）が代表者となる団体とする。

(登録の申請)

第4条 利用者カードの交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、ふれあいネット利用者登録申請書（様式第1号）に必要な事項を記入し、所長に提出するものとする。

2 前項の規定による申請に際しては、4ヶタの費用算定字からなる暗証番号を設定するものとする。

3 第1項の規定による申請は、同一個人や同一団体の登録を認めないものとする。

(申請者の資格)

第5条 申請者は、前項申請書をした施設の使用料を定められた暦日の翌日としての開業日（自動車は当該申請が本人の意思に基づくものであることを指すものとする。）
2 仰求に規定する場合は、公共交通の発行した免許証、軽交通又は汽船運賃証等を提示させることによつて行なうことができるものとする。

(利用者カードの交付)

第6条 申請は、第4条第1項に規定する申請があつたときは、前項に規定する申請を行つた後、カード番号を印字した利用者カード（様式第2号式）を申請者に対して交付するものとする。

(利用者の資格)

第7条 川崎市、横浜市の規定による登録をしたときは、次に掲げる各号の内、該当する申請内容を該帳ファイルに記録するものとする。

- (1) 登録区分
- (2) 卡片番号
- (3) カード番号
- (4) 暗証番号
- (5) 団体名
- (6) 団体識別
- (7) 代表者氏名
- (8) 総成人員
- (9) 住所
- (10) 氏名
- (11) 生年月日
- (12) 性別
- (13) 職業
- (14) 電話番号
- (15) 支払方法
- (16) 物損免または学校
- (17) 報酬率
- (18) その他の必要な事項

(暗証番号の管理)

第8条 利用者カードは、利用申込みをした施設の使用料を定められた暦日の翌日としての開業日（自動車は

により交付するものとする。

(登録情報の変更)

第10条 利用者は、登録情報に当たって選り出た事項に変更が生じた場合は、利用者カードを添えて運やかにふれいネット利用者登録申請書（様式第1号）により前項に届け出なければならない。

(利用者カードの貸与等の禁止)

第11条 利用者は、利用者カードを他人に譲り又は貸してはならない。

(利用者カードの紛失等)

第12条 利用者は、利用者カードの紛失、盗難等又は署しく毀損若しくは破損等の事故が発生したときは、速やかに申告に届け出なければならない。

2 前項の届出があった場合、利用者カードを再発行するものとする。

(ふれいネット利用の停止)

第13条 市長は、利用者が次のいずれかに該当したときは、ふれいネットの利用を停止することができるものとする。

- (1) 利用条件、規則等に違反した利用又はそのおそれがあるとき。
- (2) 使用料の滞納があつたとき。
- (3) 利用者登録申込内容に虚偽の申告があつたとき。
- (4) 利用者登録申込内容に虚偽があり、当該内容の重要な記述がされないとき。
- (5) 申告名のほか、ふれいネット利用又は他の利用にて市長があつたとき。

(利用者登録の抹消)

第14条 市長は、利用者が次のいずれかに該当したときは、ふれいネットの登録を抹消することができるものとする。

- (1) 航空会社等に該当し、乗せられないとき。
- (2) 利用者が所定の範囲の手続をしたとき。
- (3) 第3条第3項に規定する交付資格を喪失したと認められるとき。
- (4) 前各号に該当するものほか、市長が利用者として不適格と認めたとき。

(登録事項の照査修正)

第15条 市長は、第4条に規定する事項に明確な誤りがあることを認めたとき、該項により修正することができる。

(利用者カードの返還)

第16条 利用者は、第14条の規定によりふれいネットの登録を抹消されたときは、直ちに利用者カードを所長に返還しなければならない。

(登録情報の字体)

第17条 申欄者の記入字体が、ふれいネットで取扱出来る場合には、簡便する標準文字で算出し、ふれいネットから出力される欄の字体は原則とした標準文字とする。

(旅行期日)

第18条 この要請に定めるものほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 则

(施行期日)

1 この要請は、平成11年9月1日から施行する。

【市民ー2（抜粋）】

川崎市勤労者生活資金貸付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、勤労者の生活の安定と向上に資するために必要な資金を融資するにあたって、必要な事項を定める。

（融資受件）

第4条 融資の受件は、次のとおりとする。

- (1) 賃付金の使途 賃付は、次の目的で資金を利用する場合を行う。ただし、賃住借入金及び高利借入金の借換のための賃付は行わない。
- (2) 勤労者の危機緩解

イ 本人又は同居家族の医療費

ウ 子供の高校・大学の教育資金

エ 長久病対応の購入資金

オ 旅行・余暇活動等の費用

カ 定年退職後の生活準備資金

キ 自己研修資金

ク 買児・介護休業に要する資金

メ 住宅の修理費及び修繕に要する資金

コ その他生活に必要な資金

- (2) 融資額 最高2,000,000円までとする。ただし、最低限度額は原則として500,000円とする。
- (3) 融資期間 5年以内

(4) 運営方法 利潤還済とする。ただし、繰り上げて返済することができる。

(5) 融資利率 金融市場の動向により適宜直接金融機関と協議する。

(6) 保証については、取扱金融機関の定めるところによる。

【市民ー3（抜粋）】

川崎市勤労者生活資金貸付要綱

（個別）

第1条 この要綱は、川崎市勤労者生活資金貸付要綱（昭和49年川崎市条例第4号、以下「要綱」といふ）第10条に規定する賃付手続について、必要な事項を定めることとする。

（融資会の開設、会員登録）

第3条 会員が賃付けることができる賃付会の運営は、次のとおりとする。

(1) 生活資金

貯蓄、出庫、施設購入、施設、会員等に賃金を支給するとき。

(2) 税金資金

貯蓄、販賣、販路、販路等に資金を貯まるとき。

(3) 廉価券の会員、販賣、会員間会員券等の販賣のときとす。

（賃付会）

（開行期日）

1 この定期正賃付は、平成12年1月1日から施行する。

（開通期日）

2 この定期正賃付は、賃付契約日が出来た12年1月1日以後のものについて適用し、開通の日についても、それが以前の日による。

（融資）

期 限	金 額	利 率	償還期間	利 率	償還方法
	100,000円		12月		
生 活 賃 金	200,000円		24月		
	300,000円		36月		
	100,000円		12月		
生 活 賃 金	200,000円	年利3.75%	24月		
	300,000円		36月		
	400,000円		48月		
生 活 賃 金	500,000円		60月		

【市民－4（抜粋）】

川崎市市民活動（ボランティア活動）保険実施要綱

（目的） 第1条 この要綱は、川崎市（以下「市」という。）が、市内を活動の拠点として行わるボランティア活動に際して、はん用的な市民活動保険制度（以下「市民活動保険」という。）を整備することにより、ボランティア活動の健全な発展を図り、さわやかで明るい地域社会の実現を目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ボランティア活動 市内を活動の拠点として、精神障害（精神介護制度の場合を含む。）で行う地域社会活動、青少年育成活動、社会福祉活動、社会教育活動等の総合的・計画的な公益性のある事業活動で、別表1に定めるものとしいう。
- (2) 出ランティア活動者 また、ボランティア活動には、ボランティア活動者が定めた集合出張解説場所と住所との通常の連絡の往復を含む。ただし、海外における活動を除く。
- (3) 保険者 ボランティア活動を行なう川崎市内在住者、従業者及び在学者（以下「市民」という。）又はボランティア活動を目的に自主的に構成された市民を主体とした団体の構成員をいう。

（被保険者）

通常ボランティア活動に使用中の自動車（あらかじめ登録された自家用車両に限る。）に搭乗していたボランティア活動者以外の者で、かつ当該自動車を運転していた者以外の者をいう。

（契約）

第3条 市民活動保険は、ボランティア活動者及び障害者を保険対象者として、市が損害保険会社（以下「保険会社」という。）と保険契約を締結することにより行う。

（事故の判定）

第4条 保険者は、前条第1項の報告があつた場合において、当該事故について審査し、ボランティア活動中の事故であるかどうかを判定する必要があると認めるときは、別に定める川崎市市民活動保険事故判定委員会に諮るものとする。

【市民－5（抜粋）】

川崎市市民活動保険事故判定委員会設置要綱

（設置）

第1条 川崎市民活動保険実施要綱第12条の規定に基づき、川崎市市民活動保険事故判定委員会（以下「判定委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 判定委員会は、川崎市市民活動保険実施要綱の規定に基づき報告のあつた事故について、次の各号に掲げる事項を調査審査し、その処理方針を決める。
(1) ボランティア活動中の事業開催及びボランティア活動事故判定に関する事項
(2) その他必要な事項

（関係者の出席）

第6条 委員長は、必要があると認めたときは、契約損害保険会社等の関係者に出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

【市民－6（抜粋）】

第23回かわさき市民祭り開催要綱

（趣旨）

私たちのまち川崎を、さらに活気あふれる「ふるさと」として発展させるとともに、市民同士の友情とふれあいをはぐくろ、より豊かな市民文化の創造に寄与するため、「つくろう みんなのひろば」を合言葉に、市民の創造と工夫による手づくりの祭りとして「かわさき市民祭り」を開催する。

2 主 催

川 崎 市

3 調査期間

平成18年1月3日（祝・金）、4日（土）、5日（日）の3日間

6 察察方法

開催要旨に基づく監事等の企画・実施を、第23回かわさき市民祭り実行委員会に察知する。

【市民－7（抜粋）】

ノルマ違反者等に対する監査と対応方針

（趣旨）

第1項 この算定は、川崎市外商大市販代議員会議事録（平成8年第2回議事録）第29号。以下「議案」という。第1項の規定に基づき提出される議案
市外商大市販代議員会議事録（以下「代議員会議」）の議案について答
えな事項を定めるものとする。

（答申の趣旨）

（答申の趣旨）
第5項、企画・金庫は日本語を用いる。ただし、代議員が忠誠をするとときは、通訳を
同行することができる。

（答申の趣旨）

（答申の趣旨）
第4項、相談員は、本州に在住し、在職、専らは在学する相談者又はその関係者（以下「相談者」という。）からの相談の取扱を受け付けるものとする。
2 前項に該当しない者からの相談は、相談員により解決が困難な場合は相談者又はその
専門家による相談とする。
3 相談員は、相談者の行為等が次の各目に該当すると認めたときは、理由を付して相談の申出を
拒むものとする。
(1) 依頼に違反し、又は虚偽の疑いがあるとき。
(2) 社会情に照らして明らかに合意を背くとき。
4 相談の受け付けは、費用算出及び相談生活相談カードに必要な事項を記載することにより行うものとする。

（相談の実施）

第9条、相談実施の実施は、「川崎市相談生活相談専門相談員配置実施規則」に基づきセンター等に
配置する相談生活相談員（以下「相談員」という。）が行うものとする。

（相談の受け付け）

第10条、相談員は、本州に在住し、在職、専らは在学する相談者又はその関係者（以下「相談者」という。）からの相談の取扱を受け付けるものとする。
2 前項に該当しない者からの相談は、相談員により解決が困難な場合は相談者又はその
専門家による相談とする。
3 相談員は、相談者の行為等が次の各目に該当すると認めたときは、理由を付して相談の申出を
拒むものとする。
(1) 依頼に違反し、又は虚偽の疑いがあるとき。
(2) 社会情に照らして明らかに合意を背くとき。
4 相談の受け付けは、費用算出及び相談生活相談カードに必要な事項を記載することにより行うものとする。

（相談の実施）

第11条、相談員は、本州、電話、文書により前項の申出があり、その申出者が相談員
及び第2条に規定する範囲に該当すると認められたときは、相談生活相談入門マニュアル（国民生活セ
ンター発行）の相談処理の手順に従じて、速やかに処理を開始するものとする。

（相談処理の手順）

第12条、相談・検査担当主査及び相談生活相談センター主幹（以下「主査等」という。）は、相
談の内容の参考、又は相談者が次号の状況の一に該当するときには、相談生活相談入門マニュアル（国民生活セ
ンター発行）の相談処理の手順に従じて、速やかに処理を開始するものとする。
(1) 1月以上にわたり相談者と連絡が取れないととき。
(2) 相談者が申出について、虚偽的な虚偽申出があつたとき。

- (3) 相談者が相談員との信頼関係を有して相談の開始を行ったとき。
(4) 相談者が当該相談に關して所持の證券を呈示したとき又は折詰を提出したとき。
(5) その他の相談不能のとき

(相談の処理基準)

- 第7条 相談の処理は該満からつ仰請に申出内容を聴取し、過過かつ着別に行うものとする。
1 相談の處理は、契約書、申込書等の開示書類、当該書類に係る高品質について、當該相談者に適切なく開始するものとする。
2 告白の處理は、契約書及びその相手方に對し、説明又は問い合わせの機會を与えることにより
の機会にあわらうものとする。
3 あわせんを行う場合は、相談者及びその相手方に對し、説明又は問い合わせの機會を与えること
に留意しておこなうものとする。

- 4 相談員は、告白相談の内容について障害地図等の協力を得て判断することが適當であると判断
したときは、あらかじめ相談者の了解を得るものとする。

(苦情相談に伴う商品テスト)

- 第8条 消費行政センター主任（以下「主任」という。）は、商品及び商品相談課（以下「苦
情商品」という。）に関する相談處理に當たって、當該苦情商品の新規児用商品を行ふ必要があ
ると認めるときは、国民生活センター等の相談處理に於ける商品の調査を依頼するものとする。
2 前項の新規調査を行う場合は、あらかじめ相談者の同意を得るものとする。
3 在庫は、算1隻の調査結果に基づき、当該新規商品が危険商品であると認められたときは、必要な
措置を行ふものとする。

- 4 第1項の調査結果について、必要に応じて開示相談事に情報提供するものとする。

(相談の整理等)

- 第9条 相談員は、消費者生活相談センターに於ける問題を記入し、速やかに審査又は北陸相談者セント
一主幹まで状況を受けるものとする。なお、その履歴方法は、消費者生活相談カード記録要領（國
民生活センター発行によるものとする。

- 2 相談員は、告白の相談處理にあたつて、できるかぎり相談者の自主的な解決のために、面倒な
情報を提供し、具体的な解決方法について助言をするものとする。
3 他の相談によろづか、相談者は、相談者の自主的な解決が困難と認めたる場合であつて、
相談者の同意を得たときは、当該相談を解決するため事実書類と交換するなど紛争解決に努める
ものとする。

- 4 相談員は相談の処理に關し、次の事項に該当するときは、速やかに主任等に報告するものとす
る。

- (1) 相談者又は当該事実書類から危険を失ったと思われるとき。

- (2) 三者交渉をするとき。

- (3) 同様機関と協力、連携が必要と思われるとき。

(あわせん等の手続き)

- 第10条 相談員は、告白相談の事務が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、主任等に
報告するものとする。
(1) 争議解決が困難になつたとき。
(2) 告白者、被告者が企圖あり、個別相談より一括相談が望まれるとさ。
(3) 当初から解説、説明で詳しく述べ難い場合を除く場合への付託請求の要件を満たしていること
2 主査等は、前項の事務が「川崎市消費者保護委員会への付託請求」の要件を満たしていること

が明らかになつた場合は、付託の手続きを開始するものとする。

(相談者への回答)

第11条 相談員は、相談者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該相談を終了する
こととする。
2 相談員は、相談事題に必要な情報を常に利用し軽く終了するものとする。

(相談処理終了)

第12条 相談員は、相談が次の各号のいずれかに該当するときは、当該相談を終了する
こととする。
(1) 解決のため適切な他機関の紹介、解決方法の勧め又は問い合わせの機会を与えることにより
相談者が了解をしたとき。
(2) 告白を解決するためのあわせん等により、当事者が合意したとき。
(3) 前項の見込みがなく、あわせん等を行わざるを得ないとき。
(4) 相談に付したとき、相談者がから取下の申出があつたとき。

2 相談員は、相談を終了するときは相談者にその旨を告げるものとする。

(商品等の保管)

第13条 相談員は、相談の處理に關して相談に係る商品等を相談者がから取下の場合は、速かりに送
(簡式單1号)を相談者に交付しなければならない。
2 主査等は、前項の商品等を販賣する管理者の意見もつて保管するものとする。

(苦情に係る相談等)

第14条 主査等は、苦情相談の處理途上又は終了後において、当事者、關係団体等に対し必要な
情報を送りうることが適当と認めたときは、審査に備するものとする。
2 主査等は、苦情相談を處理した結果、当事者に於ける極大及び燃焼防止を認めたり、当該
苦情の内容を広く消費者に周知させることが適当と認めたときは、意見に報告するものとする。
3 审査は、審査の規定により相談があつた場合はにおいて、必要と認めるときは事業者に対する
相應又は適切な方法による周知を行うものとする。

(開設行政機關との連絡)

第15条 審査は、苦情相談の處理において、相談者の相手方が行為が法令に違反している疑いが
あると認めたときは、開拓行を連絡に情報提供するものとする。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、相談業務に關し必要な事項は別に定める。

(附則)

- 1 この要領は、平成10年5月1日から施行する。
2 相談者相談の基本的取扱要領（平成9年3月31日）は、廃止する。

(附則)

- 1 この要領は、平成12年4月1日から施行する。
2 主査等は、前項の事務が「川崎市消費者保護委員会への付託請求」の要件を満たしていること

【市民－9（抜粋）】

住民票の写し等の交付手数料徴収基準

第1 目的

この基準は、住民票の写し、住民票事項証明書及び戸籍の別紙の写しの交付（以下「住民票の写し等の交付」という。）に関する事務のlässいについて、必要な事項を定めるものである。

第2 定義

この基準における用語は、次のとおり定義する。

住民基本台帳法をいう。

住民基本台帳性質行為をいう。

住民票等会 住民基本台帳の開設及び住民票の写し等の交付に関する管轄をいう。

戸籍省令 戸籍の用紙や写しの交付に関する管轄をいう。

第3 住民票の写し等の交付の特徴

(1) 住民票の写し等の交付の請求には、「住民票等の請求書」（様式第1号、以下「請求書」といいう。）を原則として提出させるものとする。

ただし、弁護士、司法書士、土地鑑定調査士、税理士、社会保険労務士、歯科医士、看護師及び行政書士が職務上請求する場合は、請求書に代えて統一請求用紙を提出させらるものとする。

また、請求は地方公共団体の職員が、相談上請求する場合は、請求書に代えて公文書を提出させらるものとする。

(2) 住民票の写し等の交付の請求には、請求書を、住民票等会所又は取扱業者令第2条第3号に掲げられている場合でも、日本書の能力により明らかにさせるものとする。

(3) 住民票の写し等の交付の請求には、「住民票の氏名及び姓等との照合」及び「戸籍の表示」の欄を、明らかにさせるものとする。

これらを必要とする請求があつたときは、その必要を説明する。説明できない場合は、住民票等会所第3条第3号に掲げる場合を除き、不異と見て取る。

(4) 書類等には、署名又は電子印をさせらものとする。

包装食品の表示基準実施要領

2 包装食品の範囲及び対象事業者

- (3) 對象事業者
川崎市内で対象食品を販売する事業者が対象となる。(註) 一般的に包装食品の表示は、製造者がその食品に所定の表示を行うものであるが、所定の表示のない食品を販売する場合には、当該販売業者が必要なら表示を行わなければならない。

4 対象包装食品の表示内容

1 調理冷凍食品

- (1) 表示すべき種類品
調理冷凍食品

- (2) 通用範囲
ここでいう「調理冷凍食品」の通用範囲は、該商品又は加工した食品を家庭用とした調理食品のうち次に掲げるものに適用する。ただし、電子販売機、

- フライ、挽きもみひもけもの類
ちじフライ、かばちゃフライ、えび天、ポーチド卵
○ 食肉製品及び魚肉練り製品
ハム、ソーセージ、火腿、はんべん等
○ 原味及び洋風品

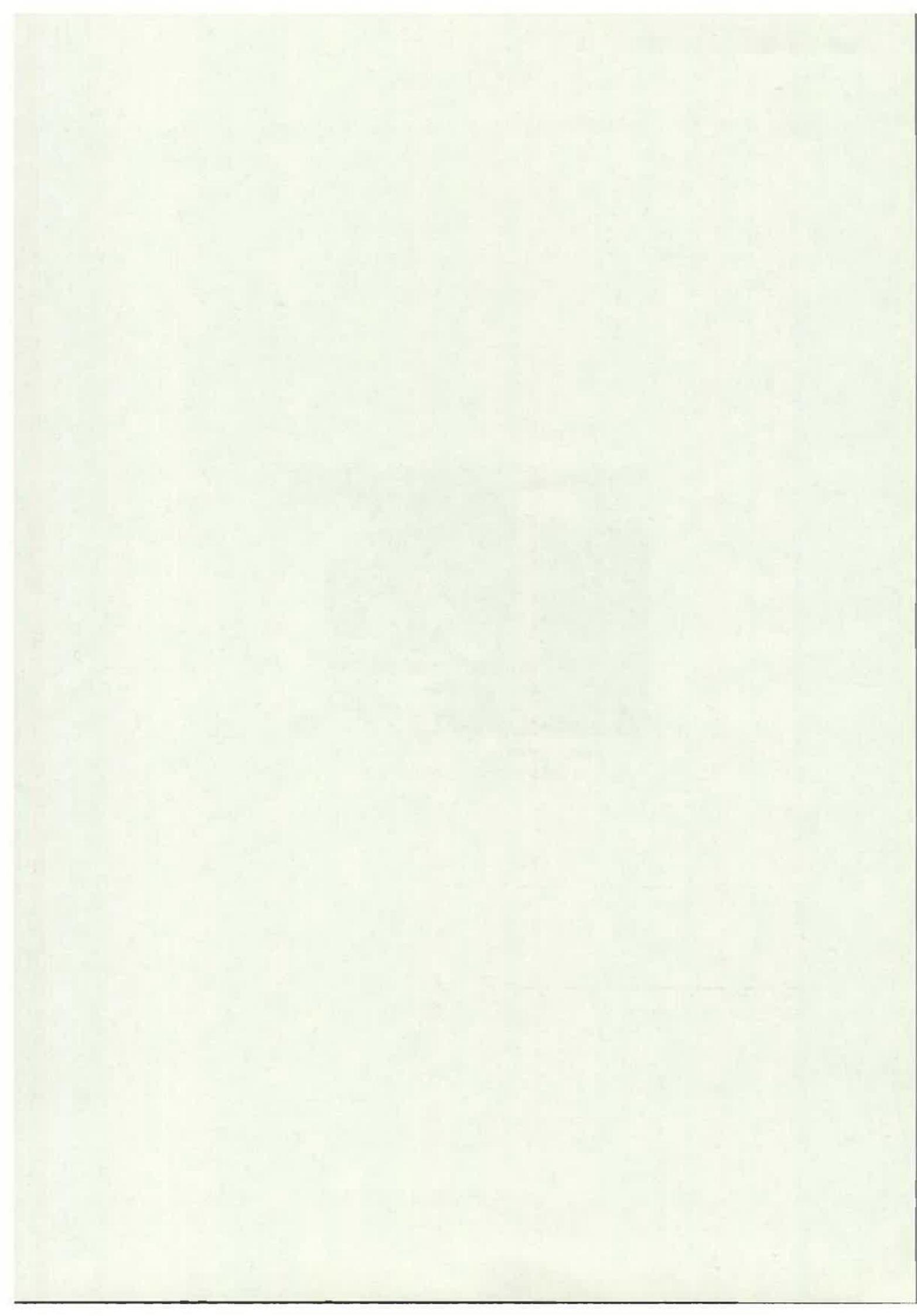
- うなぎ丼、みなど海鮮、辛ねんじし、かにまレフ等
○ シチュー、スープ及びソース類
ピーフレード、アヒルニードラタン、コントリ、ボーラージュ等

- 油飯、めん滾じい等
が風、蒸しし、スパゲッティ、ラーメン、うどん、チーズピザ等
○ その他これらに準ずるもの
肉まん、サンドwich等

- (3) 表示すべき事項
ア 題材料名
イ 加工料組合割合
フ 内容量
エ 使用上の注意
6



2000年度政策課題研究Bチームメンバー一同
自治研センターにて (2001/02/26)



報告書名 行政内部手続の透明化に向けた自治体要綱のあり方
～自治体の新しい法システムをめざして

平成12年度 研究チームB報告書

発行日 平成13年3月30日発行

発行 川崎市総合企画局都市政策部
〒210-8577
電話 (044) 200-2094
FAX (044) 211-8354

川崎市総合企画局都市政策部
〒210-8577
川崎市川崎区宮本町1
電話 (044)200-2094 定価 500円